

白百合女子大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 判定

2024年度大学評価の結果、白百合女子大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は、2025年4月1日から2032年3月31日までとする。

II 総評

白百合女子大学は、「キリスト教、特にカトリシズムの世界観による人格形成」を教育の基本理念とし、設立母体の創立の精神に則り、「知性と感性との調和のとれた女性の育成をめざす」ことを建学の精神として定めている。また、建学の精神及び大学の目的を達成するため、中期計画として「白百合女子大学学長ビジョンアクションプラン（2021～2025年度）」（以下「アクションプラン」という。）を策定し、「教育理念の実質化と評価検証体制の確立」などを掲げ、教育研究活動の充実に向けて取り組んでいる。

内部質保証の推進に責任を負う組織として「内部質保証委員会」を設置しており、「内部質保証委員会」が示した方針に基づいて「自己点検・評価委員会」のもと、各組織が点検・評価及び次年度に向けた改善案の作成を行い、その結果を「自己点検・評価委員会」が全学的な観点から点検・評価し、同委員会が作成した自己点検・評価報告書を踏まえ「内部質保証委員会」が各組織に改善指示を行っている。しかしながら、学部や研究科を横断して取り組むべき事項については改善・向上のプロセスを構築しておらず、さらに、各組織において課題に挙げた事項の改善・向上に向けた「内部質保証委員会」及び「自己点検・評価委員会」による支援も十分とはいえないことから、改善が求められる。

教育については、いずれの学部・研究科も学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）や教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて適切に教育課程を編成しており、学部では上記方針と科目の対応を示すための「履修系統図」を作成し、体系的に科目を設置している。学習成果を把握・評価するにあたり、学部では入学時及び卒業時のアンケートやアセスメントテストを行うことで学生自らが成長を確認する機会を提供している。上記に加え、卒業生・修了生の就業状況及び勤務先企業への調査を通じて、実社会における大学での学びの有効性等を検討している。研究科については、学習成果の把握・評価の取り組みとして、論文指導及び科目の履修状況

を踏まえ確認を行っている。

特徴となる取り組みとして、きめ細かな学生支援を行っている。「アドバイザー制度」を導入しており、1年次から、アドバイザー教員による個別面談等を通じて学生支援や生活支援を行っているほか、外国語学習においては「ネイティブ・スピーカー・ティーチング・アシスタント」（以下「NSTA」という。）が、留学相談やスピーチコンテストの指導など、学生個人のニーズに対応した学生支援を行っている。これにより、語学力の向上や大学が推奨する留学での学びの充実につながっていることは評価できる。

さらに、長年にわたって地域貢献活動に取り組んでおり、特に、大学の所在地である調布市とは相互友好協力協定を締結しているほか、近隣の三鷹市との連携に基づく活動にも注力している。例えば、調布市が運営する劇場において授業で作成したアニメーション作品の上映等を行っているほか、三鷹市教育委員会の依頼により「発達臨床センター」において心理検査や相談に応じている。これらの取り組みを通じて、学生の成長につなげるとともに、地域や社会において大学の教育研究成果を還元していることは評価できる。

一方で、改善すべき点も見受けられる。学生の受け入れに関して、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率が低い学部・学科があるため、定員管理を徹底することが求められる。また、財務に関しては、学部の定員未充足が生じていることなどから、教育研究活動を安定して遂行するために十分な財務基盤を確立しているとはいえないため、大学自らが課題としている人件費削減も含めて改善に取り組まれない。

当該大学においては、学生一人ひとりに対する手厚い支援により学びの質を高めるとともに、ボランティア活動等を通じて学生の主体性を伸ばさせており、教職員が丸となって各種取り組みを展開している。今後は、内部質保証の仕組みを整備し、これを通じて問題点を解決するとともに、学部・研究科や各組織を横断した取り組み等を促進し、多くの特徴的な活動を発展させて更なる飛躍を期待したい。

Ⅲ 概評及び提言

1 理念・目的

<概評>

- ① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

教育の基本理念を「キリスト教、特にカトリシズムの世界観による人格形成にある」とし、「知性と感性との調和のとれた女性の育成をめざす」ことを建学の精神として定めている。

建学の精神に基づき、大学の教育目標として「真・善・美」をキーワードとし、「真理の探求という知性の絶えざる研磨に加え、人格的自己完成という単独では獲得しえない徳性を、人々への誠実な愛と奉仕の姿勢を身につけることによって可能な限り追求し、自己と自己をとりかこむ一切のものの中に美を見出し、また謙虚さに根ざした畏敬の念を感受してゆくこと」を定めており、大学の理念等を適切に設定している。

これを踏まえ、各学部・学科では人材養成の目的を定めている。例えば、文学部では、「専攻する言語・文学・文化の研究を通して、高いコミュニケーション能力を身につけ、自文化と他文化にわたる豊かな教養をもとに、多様な場面で他者と対話し、協働できる人材の育成」を目的としており、その他学部についても、当該大学の理念等を踏まえて適切に設定している。

さらに、大学院においては、目的を「白百合女子大学大学院学則」（以下「大学院学則」という。）において「キリスト教精神に基づく人格形成を教育の根本方針となし、学部における学術研究の基礎の上に、更に深い学識と高い研究能力とを養い、以て文化の向上と人類の福祉とに寄与することを目的とする」と定め、これに基づき、各研究科においては、課程・専攻ごとに人材養成の目的を定めている。例えば、修士課程及び博士課程（前期）については、「広い視野にたつて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする」と定めている。

以上のことから、大学として掲げる理念に基づき、大学・大学院の目的及び各学部・学科・研究科において、適切に人材養成の目的を明示しているといえる。

② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

大学・大学院の理念・目的は、「白百合女子大学学則」（以下「学則」という。）及び「大学院学則」において定めている。

学則及び大学院学則は大学ホームページに掲載することで、社会に対し公表を行っている。さらに、各学部・学科・研究科の人材養成の目的については、『白百合女子大学 CAMPUS GUIDEBOOK 2024』や『白百合女子大学大学院 Guidebook 2024』に掲載しているほか、教職員に向けては「白百合女子大学規程集」、学生、教職員双方に向けては『学生生活 GUIDEBOOK』を配付することで周知を図っている。あわせて、入学時に開催する「カトリック教育センター新入生ガイダンス」では、学部新入学生に向けて「カトリック教育センターガイダンス資料」を用いて説明を行っている。

これらの各学部・学科の目的等については、当該大学ホームページ内「建学の精神・教育目標」と題するページにおいて明示している。また、文学研究科ペー

ジにおいて「大学院の目的」を明示している。なお、今後は、大学ホームページにおいて学部の目的がより明確に伝わるよう、工夫を講じることが望まれる。

以上のことから、大学の理念・目的を適切に定め、社会に公表していると評価できる。

③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

2021年度から2025年度までの5年間の中・長期計画として、「アクションプラン」を「アクションプラン推進計画書」とあわせて全学に示している。これらにおいては、26の「目標」と46の「中間目標」を掲げており、各中間目標に目標達成度を評価するための「中間指標」を示している。上記の目標をA～Eの5つに分類し、そのうえで、これらを具体化した9つの下位区分を設定しており、その区分ごとに既述の目標や指標を定めている。このように全学で課題を明確化し、計画的な取り組みを行っている。例えば、目標Aとして「教育理念の実質化と評価検証体制の確立」を掲げており、その下位区分Ⅰとして「建学の精神を実質化するための教育の質の向上」、区分Ⅱとして「教育の質保証の検証体制の構築」を定めている。

なお、中・長期計画の策定にあたっては、2017年度の大学評価（認証評価）の結果において、「建学の精神、教育目標及び目的そのものの検証は行われていない」との指摘を受けたことから、重点項目の一つである区分Ⅰにおいて、「建学の精神を実質化するための教育の質の向上」を掲げた。

中・長期計画の実現に向け、「アクションプラン推進計画書」に記載した計画に基づき、2023年度に「レイ・ショーヴェセンター」準備室を設置して学内各所における建学の精神を反映した取り組みを集約し学内外への発信を検討するなど、目標達成に向けて活動の実績や計画の可視化に努めている。

以上のことから、中・長期計画を適切に定め、実行しているといえる。

2 内部質保証

<概評>

① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

内部質保証のための全学的な方針として、「白百合女子大学内部質保証方針」（以下「内部質保証方針」という。）を定め、大学ホームページに公開している。

同方針は「1. 基本方針」「2. 内部質保証の体制」「3. 内部質保証の手続とその検証」の3項目と内部質保証体制図・運用プロセス図で構成している。

「1. 基本方針」においては「建学の精神と教育目標の実現に向けて、本学の教

育研究活動・教育研究支援活動について自らの責任において常に点検・評価を行い、その結果に基づいて継続的に教育研究活動・教育研究支援活動の向上・充実を推し進めていくことによって、高等教育機関としての社会的使命・責任を果たしていくよう努める」こと等を明記している。また、「2. 内部質保証の体制」においては、「内部質保証の推進に責任を負う組織として、学長を委員長とする内部質保証委員会」を置き、その役割を定めるとともに関連する委員会を明示している。

さらに、「3. 内部質保証の手続とその検証」では「全学レベル、各組織レベル、それぞれで改善活動を行うためPDCAサイクルを運用する」としたうえで、手続を明確に定めている。具体的には、「内部質保証委員会」は、大学の中期計画に基づいて内部質保証のための全学的な方針を策定し（全学P）、「教育研究運営会議」と連携して改善指示等を行う（全学D）。各組織では、「内部質保証委員会」が示した方針に基づいて組織ごとの年次計画を策定し（各組織P）、年次ごとの教育研究活動・教育研究支援活動を実施する（各組織D）とともに、実施結果の検証を「自己点検・評価報告シート」を用いて行い（各組織C）、次年度に向けて改善した計画の策定を行う（各組織A）。その後、「自己点検・評価委員会」は、各組織の「自己点検・評価報告シート」に基づき、全学の自己点検・評価を行い、とりまとめた全学の自己点検・評価報告書を、改善に関する提言とともに「内部質保証委員会」に報告する。「内部質保証委員会」は、「自己点検・評価委員会」からの報告を精査したうえで（全学C）、結果に対する所見を明示し、各種の計画等の改善を図るとともに、各組織に対する改善の指示を行う（全学A）。なお、「内部質保証委員会が担う、各組織におけるPDCAサイクルのマネジメントについて、定期的に学外者による検証を受けることで、適正な運用の維持に努める」としている。

以上のことから、内部質保証のための全学的な方針を定め、手続を明示しているといえる。

② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織を「内部質保証委員会」としている。同委員会については、「内部質保証委員会規程」を定め、その構成員について、委員長を学長、副委員長を事務局長が務めることとし、そのほか、全ての副学長、学部長、全学教養教育連絡会議主事、研究科長、学長が指名する若干名で構成している。同委員会は、内部質保証に関する方針、手続、推進体制、自己点検・評価の方針及び点検結果に基づく改善や向上の支援、外部評価及び認証評価への対応等を扱うことをその役割としている。さらに、同規程と独立する形で「内部質保証方針」を定め、点検・評価項目①で既述のとおり、内部質保証体制

図・運用プロセス図を明示することで、内部質保証の全学的な方針・体制・手続の周知を図っている。

上記の委員会に加え、内部質保証に関わる全学的組織として「学長室会議」「教育研究運営会議」「自己点検・評価委員会」を設置している。「学長室会議」は、教育研究及び大学運営に係る重要事項を総括し、企画や統合調整、推進に関する事柄について学長の求めに応じて意見を述べる役割を担っている。「教育研究運営会議」は、各学部教授会及び「全学教養教育連絡会議」、研究科委員会の議事や教学マネジメント、入試判定案調整など学長の求めに応じて教学運営に係る重要事項について審議することとなっている。「自己点検・評価委員会」は、各組織で行った自己点検・評価結果の報告に基づいて各組織の活動状況を検証してフィードバックをするとともに、「内部質保証委員会」に報告する役割を担っている。これら会議体は、学長を中心とした大学執行部教職員で構成しており、「内部質保証方針」に示す内部質保証体制図に基づいて内部質保証に取り組んでいる。

ただし、「学長室会議」と「内部質保証委員会」の構成員の多くが重複していることにより役割分担があいまいとなっていることから、これを明確にすることが望まれる。また、学部や組織間等、全学的な取り組みに関する改善指示を行う仕組みや各組織の改善・向上を支援するための体制を整備していないため、改善が望まれる。

なお、常設組織ではないが、2020年には、学長を議長とする「新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を立ち上げ、全ての副学長、事務局長、事務局次長、学長特別補佐、研究科長、全学部長、全学教養教育連絡会議主事、図書館長、教務部長、学生支援部長、ウェルネス事務部長が参加して、情報共有と対応方針の策定を行う体制を構築し、対応を行ってきた。

また、2024年度に学長の諮問機関である「経営戦略チーム」を設置し、全学的な点検・評価について検討するとしていることから、規程等を定めるなど、引き続き取り組んでいくことが期待される。

以上のことから、内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しつつあるといえるものの、一部においては課題が残るため、より一層の努力が望まれる。

③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

3つの方針については、建学の精神及び各学部・学科、研究科・専攻の教育研究上の目的に基づき定めている。そのうえで、3つの方針の適切性について自己点検・評価を行い問題が明らかとなった際には、「3ポリシー変更手続要領」に従い、変更を行うこととしている。直近では、2020年度の自己点検・評価の結果

を踏まえ、各組織が修正案を作成し、「教育研究運営会議」において審議・承認し、学長が決定している。

内部質保証推進組織である「内部質保証委員会」は、各教育組織（学科・教育センター・専攻）や、附属施設及び教育支援センター、各事務組織を対象として点検・評価を行っている。各組織においては本協会が定める10の大学基準のうち、「内部質保証」「教育課程・学習成果」を重点項目として位置づけ、毎年、点検・評価を行っている。さらに、その他8の大学基準については、数年に一度の頻度で点検・評価を行うよう、毎年「自己点検・評価委員会」で選別した基準について点検・評価を行うこととしている。これらの点検・評価にあたっては「組織別自己点検・評価報告シート」（以下「シートB」という。）を用いて行っている。その後、各組織にて次年度の改善に向けた方針や目標を「組織別活動方針・目標シート」（以下「シートA」という。）（事務組織においては「事業計画書」）に明示しており、その際には各組織で作成した「シートB」や、「アクションプラン」、各種方針に示した計画の履行状況等を踏まえている。

各組織で作成した「シートA」「シートB」については、学部長や全学教養教育連絡会議主事、研究科長が事前に確認を行い、必要に応じて上位組織の視点等を反映したうえで、「自己点検・評価委員会」に提出している。「自己点検・評価委員会」の点検担当委員が、「シートB」及び「シートA」又は「事業計画書」の内容を精査し、前年度に指摘した課題点が改善しているかを確かめたうえで、長所と課題を指摘する「点検担当（分科会）報告書」（以下「シートC」という。）及び点検・評価報告書を作成している。同委員会では「シートC」を各組織に回付するとともに、「内部質保証委員会」に自己点検・評価報告書及び全学的な対応が必要な課題をまとめた「自己点検・評価結果に基づく教育改善のための提言」を提出している。

図書館や研究センター等、組織のメンバーが「内部質保証委員会」に含まれていない場合においては、「内部質保証委員会」の構成員である副学長が、その副学長が監督する組織や会議体に「内部質保証委員会」からの改善指示を伝えている。

「内部質保証委員会」では、それらに加えて「FD・SD推進委員会」が実施する「学生懇話会」や「授業改善のための学生アンケート」や外部評価の結果等を踏まえて、全学方針や全学的な課題に対する改善事項を提言している。

以上のプロセスにより、学科単位や各組織単位での点検・評価を行っているものの、学部・研究科や組織間等を横断した全学的な取り組みについては「内部質保証委員会」からの改善指示は行っておらず、各組織の課題に対する「内部質保証委員会」及び「自己点検・評価委員会」による改善・向上に向けた支援も十分とはいえない。また、各組織の改善に向けた取り組みにおいて、「シートA」に

は次年度の改善に向けた活動計画を記入することとなっているものの、その作成のタイミングは「自己点検・評価委員会」から各組織への「シートC」の回付より前の時点であるため、必ずしも「シートA」は「シートC」における全学的な点検・評価結果を踏まえた内容にはなっていない。今後はより効果的に「組織別活動方針・目標シート」を運用することが期待される。

認証評価機関等からの指摘事項に対する対応については、2020年度までは「自己点検・評価委員会」が、以降は「内部質保証委員会」が対応する組織を決定し改善に取り組んだ。また、点検・評価の妥当性・客観性を確保するための仕組みとして、「内部質保証委員会」と「自己点検・評価委員会」の委員長が重複しないように変更したほか、外部評価の実施等を行っている。

以上のことから、自己点検・評価及びその結果に基づく改善・向上のプロセスやマネジメントの仕組みを構築し、内部質保証体制を整備・機能させるよう改善が求められる。

④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

学校教育法施行規則に基づき、教育研究活動状況を大学ホームページの情報公開ページにおいて公表している。また、教職課程を設置していることから、教育職員免許法施行規則に基づき「教員の養成の状況についての情報」も同じく情報公開のページで公表している。

自己点検・評価の結果については、2009年度以降、毎年自己点検・評価報告書を大学ホームページにて公開し、認証評価結果についても「白百合女子大学に対する大学評価（認証評価）結果」として公表している。

事業報告書、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録、予算など財務情報も全て法人本部との二重の確認を経たうえで、大学ホームページに公開し、正確な情報公表に努めている。そのほか、情報公開ページには、設置認可申請書・届出書及び履行状況報告書や、修学の支援に関わる法律の確認に係る申請書といった法令対応情報、研究活動や公的研究費を適正に使用するための試み、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）活動の情報、各種調査やアンケートの結果等を掲載している。

公表に際しては、例えば、学校教育法施行規則に定める号ごとに整理して大学ホームページに掲載するなど、必要な情報へのアクセスのしやすさや分かりやすさに配慮しているといえる。なお、同ホームページの更新については、文部科学省学校基本調査の基準日である5月1日を目安に、情報を取り扱う各事務組織が適宜情報更新を行っている。

以上のことから、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているといえる。

⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

内部質保証システムの適切性については、「内部質保証委員会」が毎年「シートA」「シートB」を用いて、根拠資料に基づいて現状の確認を行い、有意な成果が見られる事項と今後の向上・改善策を記している。「内部質保証委員会」が作成したシートは、「自己点検・評価委員会」の点検担当委員が内容を精査し、前年度に指摘した課題点が改善しているかを確かめたうえで、長所と課題を指摘する「シートC」を作成し、「自己点検・評価委員会」にて共有・検討したのち、「内部質保証委員会」に回付している。また、「自己点検・評価委員会」は、自己点検・評価報告書において、内部質保証に関する全般的な評価と、順調に取り組んでいる点、改善すべき課題を記述し、重要なものは「自己点検・評価結果に基づく教育改善のための提言」に含めて「内部質保証委員会」に提出している。また、内部質保証システムの適切性について、外部評価を受けている。

これら点検・評価の結果を踏まえ、「内部質保証委員会」は、内部質保証に関する改善方針を策定し、「教育研究運営会議」及び「自己点検・評価委員会」に改善を指示している。具体的には、2020、2021年度の自己点検・評価でそれぞれ課題となった「学習成果の評価にあたっての客観性・妥当性」と「アセスメント・ポリシーの策定、及び客観性・妥当性が確保されたアセスメントテストの導入」を指示し、前者は2022年9月に、後者は2023年4月に実現している。

以上のことから、「内部質保証委員会」を中心に、内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているといえる。

<提言>

改善課題

- 1) 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として「内部質保証委員会」を設け、点検・評価活動を行った組織等に対して改善・向上に向けた提言を行っているものの、学部・研究科や各組織間を横断して全学的に取り組むべき事項については「内部質保証委員会」からの改善指示は行っていない。さらに、各組織の課題に対する「内部質保証委員会」及び「自己点検・評価委員会」による、改善・向上に向けた具体的な支援も十分であるとはいえないことから、自己点検・評価及びその結果に基づく改善・向上のプロセスや改善に向けた支援体制を構築し、取り組まれない。

3 教育研究組織

<概評>

① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

建学の精神及び教育目標に基づき、大学には2学部6学科を、大学院には1研究科6専攻を設置している。

これに加え、全学共通科目に関わる組織として「全学教養教育連絡部門」を設置し、当該部門には「カトリック教育センター」と「基礎教育センター」を置いている。「カトリック教育センター」は、宗教学科目や関連行事の実施・運営を通じて、「教育の基本理念」に定める「キリスト教、特にカトリシズムの世界観による人格形成」を担い、「基礎教育センター」は、初年次教育及び教養教育科目を担っていることから、建学の精神と教育目標の実現に寄与しているといえる。なお、「全学教養教育連絡部門」の運営に際し、「全学教養教育連絡会議」で協議を行うこととしているが、2つのセンター間における共有や調整は十分ではないことから、改善が望まれる。

このほか、建学の精神と教育目標の効果的な実現を目指し、1つの研究所と7つのセンターを附属施設として設置している。このうち、「プログラム支援センター（準備室）」を2023年度に新たに設置し、当該センターにおいて、学生のキャリア形成に関連する「グローバルビジネスプログラム」と「ホスピタリティ・マネジメントプログラム」の円滑な運営に向けて取り組み始めている。

教職資格の取得については、「教職課程委員会」を組織し、適切に運営している。

以上のことから、大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織を概ね適切に設置していると判断できる。

② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究組織の適切性については、「内部質保証委員会」と「自己点検・評価委員会」が主体となって、数年に一度の頻度で点検・評価を行うこととしている。直近では、2021年度に点検・評価を行っており、「自己点検・評価委員会」が定めた「自己点検・評価分担」に基づいて、各学部・研究科、「全学教養教育部門」の単位で点検・評価を行い、その結果を、「シートB」として、「自己点検・評価委員会」へ提出している。「自己点検・評価委員会」では、「2 内部質保証」の点検・評価項目③で既述した「シートB」をもとに全学的な観点からの点検・評価を行う「シートC」を作成している。

点検・評価の結果に基づく改善・向上については、「シートC」を「自己点検・評価委員会」から各組織に回付するほか、外部評価者の意見を踏まえて、「内部質保証委員会」から改善指示を出す仕組みとなっている。

以上のことから、教育研究組織の適切性を点検・評価し、その結果に基づく改善・向上の仕組みを概ね適切に運用している。

4 教育課程・学習成果

<概評>

① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

大学全体の学位授与方針として、「時代を超えて普遍的に求められる深い教養と知性、大学生としての基礎的なスキルやリテラシーを身に付けている」等の3項目を定め、授与する学位ごとに学位授与方針を定めている。例えば、人間総合学部においては、学部の学位授与方針として「子どもを起点としつつ生涯にわたる発達過程と発達像について学ぶことで、人間の持つ多様性と可能性について理解している」等の3項目を定め、そのうえで学科ごとに求める学習成果を設定している。

大学院においては授与する学位ごとに学位授与方針を定めている。例えば、文学研究科博士課程（前期）発達心理学専攻においては、「発達支援に関する社会的な要請を理解し、臨床実践の場において、または研究の場において、専門的に貢献する能力」等3項目を定めている。

学部及び研究科の学位授与方針は履修要覧に記載することで、学生・教職員に周知を図っている。また、大学ホームページにおいては、各学科・各専攻の紹介ページのリンクから情報公開ページにアクセスすることにより、該当する学位授与方針を確認することができ、学内外に広く公表している。

以上のことから、授与する学位ごとに、適切に学位授与方針を定め、公表、明示している。

② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

大学共通の3つの科目区分（宗教学科目、共通科目、外国語科目）があり、科目区分ごとに教育課程の編成・実施方針を定めている。そのうえで、学位授与方針を踏まえ授与する学位ごとに教育課程の編成・実施方針を策定しており、例えば文学部フランス語フランス文学科では、「未習者・既習者別の少人数クラスによるフランス語学習の基礎科目」等を配置することを定めている。

研究科においても、学位授与方針を踏まえ授与する学位ごとに教育課程の編成・実施方針を策定しており、例えば、文学研究科修士課程の国語国文学専攻では、他言語他文化を含めた「オムニバス」科目の講義の履修や、「研究発表会」

で発表の機会を設けることなどを定めている。

学部と研究科の教育課程の編成・実施方針は、履修要覧に記載することで、学生・教職員に周知を図っている。大学ホームページにおいては、各学科・各専攻の紹介ページのリンクから情報公開ページにアクセスすることにより、該当する教育課程の編成・実施方針を確認することができ、学内外に広く公表している。

以上のことから、授与する学位ごとに教育課程の編成・実施方針を適切に定め、公開しているといえる。

③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

教育課程の編成・実施方針に基づき、教育課程を編成している。例えば、全学共通科目は、宗教科目、共通科目、外国語科目の3つの科目区分で構成している。宗教学科目は、1・2年次に必修科目「キリスト教学」を学び、3・4年次に選択必修科目「宗教学」を履修するよう配置している。

共通科目では、1年次必修科目「初年次科目群」と選択必修科目がある。「初年次科目群」は、「パブリックリテラシー」と「情報リテラシー」の2科目から成り、選択必修科目は、「教養科目群（人文科学・社会科学・自然科学）」「健康・スポーツ科目群」「情報・データサイエンス科目群」で構成している。なお、2024年度入学生より、「情報リテラシー」に代えて「はじめてのデータサイエンス」を必修化し、2023年度文部科学省「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度（リテラシーレベル）」の認定を受けた内容とすることで、急速な変化を遂げている社会に応じた教育課程を編成し、MOS（マイクロソフトオフィススペシャリスト）やITパスポート、ウェブデザイナー検定等の各種資格試験に対応した情報科目を開講している。

各学部においても教育課程の編成・実施方針に基づいた教育課程を編成しており、例えば、人間総合学部では、全学年の学生が履修できる領域横断的な「学部共通科目」を設置している。また、同学部児童文化学科では、1年次に「児童文学入門」「児童文化入門」等の必修科目で子どもに関わる文学と文化の基礎を修得し、2年次必修科目の「基礎演習」で、専門領域の研究方法、リサーチの手法、創作や制作を実践的に学び、3年次は必修科目であるゼミ（演習）において、より専門的な知識と思考力や判断力を獲得し、4年次において自己の関心によるテーマを設定し卒業論文・卒業制作を完成することとしており、教育課程を体系的に編成している。なお、学部では、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を実質化するうえで必要な科目を「履修系統図」として整理し、シラバスに科目のナンバリングをするなど、体系性を明示している。

研究科では、修士課程、博士課程（前期）、博士課程（後期）ともに、専攻ご

とに定める教育課程の編成・実施方針に従って、教育課程を編成している。例えば、修士課程については、専門的な理論・教養・知識を身に付ける演習科目を設置するほか、「修士論文指導」科目及び「特定の課題についての研究指導」科目を配置している。

以上のことから、教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているといえる。

④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

学部においては、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うために、1年間に履修登録できる単位数の上限を定めている。ただし、資格課程履修者と4年次の成績優秀者については上限を超えた履修を認めている。上限を超えて履修を行う場合においてはアドバイザーによる履修指導を行っているほか、資格課程履修者の実学習時間をアンケートにより把握している。文学部では多くの学生が成績優秀者に該当しているものの、近年、1年間に履修登録できる単位数の上限を超えての履修を行っている者は見受けられない。なお、成績優秀者の条件について現在見直しを検討している。

各授業を活性化するための措置として、履修人数の適切な管理を行っている。専任教員一人あたりの担当学生数を調整することで少人数教育を実施している。

履修指導については、1年次の4月に、各種ガイダンス・学科オリエンテーションを実施し説明するだけでなく、学科ごとの「履修モデル」を例示しながら、教員及び上級生による個別相談の機会を設けている。2年次以降の学生に対しては、前年度3月末に資料を配付し、履修相談に応じることとしている。なお、指定科目で不合格評価だった学生には、当該学生のアドバイザーによる「個別履修指導」を受けることを必須としている。「個別履修指導」では、学生とともにアドバイザーが再履修計画を立て、本人の学習上の困難や問題点を明らかにして、学ぶ意欲を喚起することを目指して支援している。「個別履修指導」を実施する基準は履修要覧にて周知しているほか、対象学生に個別に連絡を行っている。

学習支援システムを導入し、課題解決型学習（PBL）、反転授業、ディスカッション、グループワーク、プレゼンテーション、実習、フィールドワーク、ICT活用による双方向型授業、オープンな教育リソース等、授業を活性化するために、さまざまな授業方法を取り、シラバスに明記して、学習者があらかじめその内容を理解して授業を履修できるように配慮している。

学士課程においては、教育効果が高いと判断したプロジェクトを採択し、教育内容の可視化・多様化に資する試みを支援する「教育プロジェクト推進助成」制度を設けている。具体的には、ニューカレドニアの大学と実施しているCOIL

(Collaborative Online International Learning) 授業は、学内審査を経て、2023 年度から 2024 年度にかけて「教育プロジェクト推進助成」を受けている。

以上のことから、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うためのさまざまな措置を講じているといえる。

⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

成績評価は、学士課程においては科目ごとに 100 点満点で行い、60 点以上を合格とする 5 段階評価 (S・A・B・C・F) で実施している。なお、学生には、達成目標への到達度が 5 段階のどの段階に相当するかを示す基準を履修要覧にて周知している。修士課程及び博士課程では、科目ごとに「5 (達成目標を十分に満たし、秀でている)、4 (達成目標を十分満たしている)、3 (達成目標をほぼ満たしている)、2 (達成目標の最低水準を満たしている)、1 (達成目標の最低水準を満たしていない)」の 5 段階により評価を行っており、2 以上を合格としている。

単位認定については、大学及び大学院設置基準並びに学則に基づいて行っている。なお、シラバスには「準備学習・履修上の注意」の欄を設け、授業担当者に、予習・復習を含む授業外の学習についての具体的な内容と必要時間を明記することを求めている。これにより、授業時間と合算して 1 単位あたりの学習時間が適切となるように配慮している。

学位授与について、学士課程においては、毎年度 2 月に卒業判定教授会を開き審議・承認した結果を踏まえ、「白百合女子大学学位規程」に則って、学長が学士の学位授与を決定している。なお、卒業要件単位数は、履修要覧にて学生に対して明示している。

修士及び博士課程においては、大学院学則に明示した条件を満たす者に修士又は博士の学位を授与している。修士及び博士の学位を取得するためには、修了要件単位の修得に加えて、学位論文又は特定の課題についての研究の成果を提出し、審査に合格することを求めており、その審査基準は、専攻ごとに大学ホームページ及び履修要覧にて明らかにしている。また、毎年度 2 月に「大学院在学学生成績会議」を開き、「白百合女子大学大学院学位規則」に基づき各課程の修了要件を満たしているか否かを審議・承認している。

以上のことから、成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っている。

⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

学位授与方針に明示した学生の学習成果の把握・評価に向け、2023 年度に学部及び研究科においてアセスメント・ポリシーを「機関レベル」「教育課程レベル」「授業科目レベル」の 3 段階で設定し、大学ホームページにて公表してい

る。

学習成果を把握・評価するにあたり、学部では、入学時のアンケートによる自己評価に加え、2023 年度よりアセスメントテストを行っている。アセスメントテストの結果は学生本人に通知し、初年次科目「パブリックリテラシー」の授業においてテストで得た客観的指標を自分の今後の学びに活用する方法を指導している。また、3年次にもアセスメントテストを行うことで、1年次の結果と比較することが可能となっている。あわせて「大学生活における対人基礎力に関する主観的評価や成長実感についてのアンケート」も実施し、学生自らが大学入学後の成長を確認する機会を提供している。なお、アセスメントテスト及びアンケートの結果は、「内部質保証委員会」で結果を分析したうえで、教育課程全体における課題を抽出しており、同委員会の構成員である学部長、全学教養教育連絡会議主事が学部レベルと学科レベルでの分析結果を各学科・教育センターに報告し、教育組織レベルでの状況把握と課題抽出を行うことになっている。

上記に加え、「卒業時アンケート」や卒業後3年及び7年を経過した卒業生を対象とした「卒業生・修了生就業状況調査」、卒業生が勤務する企業を対象とした「卒業生・修了生就業先調査」を通じて、実社会における大学での学びの有効性や不足と感じられる能力について検討するための調査を行っている。なお、これらの調査結果は、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性・妥当性を検討する際に根拠資料として活用している。

また、「自己点検・評価委員会」においては、アセスメント・ポリシーを踏まえて学習成果の把握方法と指標の作成に向けた検討を開始し、まず2023年度には学習成果のデータから、G P (Grade Point) の変化及び分布を経年的に観察しカリキュラムの有効性を確認するための導入科目と主要科目を定めた。

さらに、2023年度には「白百合女子大学IR規程」を施行し、学習成果の測定において、IR担当が調査結果データの収集と分析を担うことになったことから、これらのデータの運用と全学へのデータ分析結果の周知について、今後より一層、積極的に取り組むことが期待される。

研究科については、学習成果の把握・評価の取り組みとして、論文指導及び科目の履修状況を踏まえて確認を行っている。くわえて、2023年度より、学位授与方針に示した各要素がどの程度身に付いたかを学生自身が自己評価するために、博士課程（前期）・修士課程において「修了時アンケート」を実施することとなった。このアンケートの結果分析及びそれらの全学への周知・共有に加え、博士課程（後期）についても、同アンケートを実施するなど今後の取り組みが期待される。

以上のことから、学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握・評価する仕組みを構築しており、今後はその実質化が期待される。これらの取り組み

は、内部質保証を推進する「内部質保証委員会」において検討・評価を行っており、既に「内部質保証委員会」から適切な指示を出しているものもある一方、それらを総合的に評価し体系的な改善策を提示する仕組みの整備には課題が残る。また、研究科については「アセスメント・ポリシー」を示したものの、学習成果の把握・評価にあたっての指標の開発については途上にあるため、今後とも内部質保証の一環として取り組むことが期待される。

⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育課程・教育方法の適切性についての点検・評価は、毎年度、大学全体については教務委員長が、各学科・教育センター・専攻については学科長・教育センター長・専攻主任が、それぞれ「2 内部質保証」の点検・評価項目③で既述した「シートB」を用いて行っている。「シートB」の作成においては、教育課程の編成・実施方針を踏まえた体系的な教育課程編成を行っているか、学習の活性化や効果的な学習のために措置を講じているかという観点から点検・評価している。その後、その結果を踏まえて、「シートA」に「アクションプラン」や各種方針の計画履行状況等も考慮しながら、次年度の改善及び活動計画を記している。両シートは「自己点検・評価委員会」に提出し、「自己点検・評価委員会」の担当委員が精査し、「シートC」を作成している。「シートC」は、「自己点検・評価委員会」にて共有・検討後、各教育組織に回付するとともに、「自己点検・評価委員会」が自己点検・評価報告書を作成している。「自己点検・評価委員会」における評価の結果については「内部質保証委員会」に報告し、同委員会が改善指示を出している。しかしながら、全学科の学生を対象とした共通科目の提供にあたっては、教員個人間で調整を行っているため、全学的な課題の抽出や改善・向上の取り組みが十分に行われていない。また、各組織の課題に対する改善・向上に向けた「内部質保証委員会」及び「自己点検・評価委員会」による支援も十分ではない。

点検・評価の結果を踏まえた改善・向上を図った事例として、2021年度の自己点検・評価において提言した「学部・学科を横断した教育プログラムの検討」について、2022年度に検討を行い、「ホスピタリティ・マネジメントプログラム」の全学化及び文学部3学科の共通プログラムである「舞台芸術実践プログラム」を開設している。

以上のことから、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っている。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているものの、今後、学習成果を把握・評価した結果を教育課程の改善へと確実につなげることが期待される。

- ⑧ 教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか。（学士課程（専門職大学及び専門職学科）／大学院の専門職学位課程）

該当なし。

5 学生の受け入れ

<概評>

- ① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

建学の精神と教育目標及び学位授与方針、教育課程の編成・実施方針に基づき、学部は学科ごとに、研究科は専攻ごとに、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）として、「入学者受入方針」を設定し大学ホームページ等において公表している。

「入学者受入方針」には、「求める学生像」として、「入学前の学習歴」「学力水準」「能力」等を明示している。例えば、文学部国語国文学科では、同方針において「古典から現代までの日本文学、また、日本語や日本の文化、あるいは外国人に日本語を教えることに興味・関心を持つ人」「興味ある領域について自分で問題を発見し、これを深く掘り下げられる人」「高校時代に古典（漢文）を含めた国語の学習に熱心に取り組み、高い語彙力を有していることが望ましい」との3項目を定めている。また、文学研究科発達心理学専攻博士課程（前期）では、「発達心理学および発達臨床心理学に関する研究・教育の場や、発達臨床または発達支援の現場において、専門的な活動をすることを望む人で、学士課程レベルの心理学および発達心理学の知識や理論を学習し、心理学研究の基本的な方法を習得した人」を求めることを定めている。

以上のことから、学生の受け入れ方針を適切に定め、公表していると判断できる。

- ② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

学科・専攻ごとの「入学者受入方針」に掲げる「求める学生像」に沿った人材を得るために、学部では、一般選抜（前期・後期）、共通テスト利用選抜（前期・後期）、総合型選抜（Ⅰ期・Ⅱ期）、自己推薦入試のほか、卒業生の子女や帰国生徒、社会人を対象とした入試を行っている。くわえて、学校推薦型選抜（指定校・姉妹校）や編入学選抜を実施するなど、入学希望者の多様性を適切に考慮した入学試験を行っている。研究科においては、大学院入試（10月期・2月期）、大学院内部進学選考を実施している。

上記入学者選抜の運営にあたっては、「入学試験等実施規程」と「白百合女子

大学入学試験実施体制図」に基づき「入試・広報委員会」及び「入試実施本部」を設置し、入試に関わる責任体制を適切に整備している。

一般選抜の入試問題の作成については、「作問責任者連絡会」等において、第三者機関による事前チェックを導入するなどの出題ミスの発生を防ぐシステムを構築している。さらに、一般選抜以外での作問についても、各学科長又は専攻主任を入試実施責任者として置くことで責任体制を明確にしている。また、面接試験を課す入試区分においては、採点基準を細かく定めている。

入試の公正性については、一般選抜（前期）不合格者が成績開示請求を行うことを可能とするなど、「入試・広報委員会」及び「入試実施本部会議」が中心となって公正性・透明性を担保している。

授業料その他の費用や経済的支援に関しては、大学ホームページや出願要項等に適切に明示している。

また、入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学選抜の実施については、大学ホームページの「ウェルネスセンター事務室」内に「受験上の合理的配慮について」として申請様式や申請フロー等を掲載し、適切に対応している。

以上のことから、学生の受け入れ方針に基づいて、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入試全般を公正に実施していると判断できる。

③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

学士課程においては、過去5年間の入学定員に対する入学者比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率が低い学部・学科があるため、学部の定員管理を徹底するよう、是正されたい。なお、修士課程及び博士課程においては、一部専攻で収容定員に対する在籍学生数比率が低いことから、今後の定員管理に留意されたい。

学生の確保に向け、一般選抜の同日に併願できる制度の導入や新たな入学者選抜の実施、高等学校への訪問の拡充や近隣地域の学習塾・予備校等へのスタッフ派遣など、さまざまな取り組みを試みている。

入試区分ごとの定員の設定については、「入試・広報委員会」で毎年度検討している。ただし、大学として全学的な観点からの中長期的な学生募集戦略の構築を課題としていることから、今後適切な定員管理に向けて全学的な検討を行うとともに、具体的な戦略を策定し、実行することが期待される。

④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生の受け入れの適切性についての点検・評価は、2019年度から3年に1回の頻度で実施していたが、2022年度からは毎年度実施することに変更している。

「入試・広報委員会」において、「2 内部質保証」の点検・評価項目③で既述した「シートB」を基に点検・評価を行い、その結果を「自己点検・評価委員会」へ提出する。同委員会は提出された「シートB」をもとに、全学的な観点からの点検・評価である「シートC」を作成し「入試・広報委員会」へ回付するとともに、自己点検・評価報告書を取りまとめて「内部質保証委員会」へ提出する。一方、研究科においては、「大学院専門委員会」で入学者選抜の方法について、必要に応じて検討するにとどまっている。

点検・評価の結果に基づく改善・向上について、全学組織である「入試・広報委員会」では「内部質保証委員会」の構成員である入試担当副学長が主導して行っている。自己点検・評価と入学者選抜制度の策定・修正手順との連動性については「2023年度各種提言・課題への対応について」にて検討し、「内部質保証委員会」から各組織へ改善指示を行っている。

なお、「入試・広報委員会」では、学部において「在学生の就学状況等に関する入試別追跡調査」を補助金対応の一環として毎年実施しているものの、得られたデータは入試の募集人員等の見直しに際し、参考資料として利用するにとどまっていることから、これらを改善・向上につなげるよう取り組まれない。

以上のことから、学生の受け入れの適切性を点検・評価しているものの、研究科においては内部質保証システムのもと定期的に点検・評価を行うことが期待される。

<提言>

是正勧告

- 1) 過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均について、文学部で0.87、同フランス語フランス文学科で0.89、英語英文学科で0.75と低い。また、収容定員に対する在籍学生数比率について、文学部で0.82、同フランス語フランス文学科で0.83、英語英文学科で0.71と低いため、学部の定員管理を徹底するよう、是正されたい。

6 教員・教員組織

<概評>

- ① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

建学の精神、教育目標及び学位授与方針、教育課程の編成・実践方針を踏まえ、「白百合女子大学の求める教員像」を設定し、大学ホームページ等で公表し

ている。

大学全体の教員組織の編制方針として、「『教育』『研究』『社会貢献』という大学に期待される3つの社会的役割を全うするため、社会情勢の変化にも対応しつつ、教育目標の実現に向けて、必要かつ適切な教員組織を編制する」と定めている。一方で、各学部・研究科等において必要とする分野や職位構成等を定めた教員組織の編制に関する方針は策定していないため、各学部・研究科の分野の特性を踏まえた方針を定めることが望まれる。

以上のように、大学全体の教員組織の編制に関する方針を適切に定め、公表しているものの、各学部・研究科等における教員組織の編制に関する方針を策定することが望まれる。

② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

大学・大学院全体及び各学部・研究科は、大学及び大学院設置基準で必要とされる専任教員数及び教授数を適切に満たしている。また「カトリック教育センター」及び「基礎教育センター」にも専任教員を配置している。

専任教員の年齢構成については、50歳以上が多くの割合を占めており、今後も継続的に若手教員の採用努力を続けることとしている。また、教員組織におけるジェンダーバランスは概ね適切である。なお、外国語・外国文学系の学科では、当該言語を母語とする教員を配置している。

指導補助者については、任用を希望する授業担当教員の申請を受けて「白百合女子大学ティーチング・アシスタント規程」及び「白百合女子大学スチューデント・アシスタント規程」に基づき採用を行っている。また、第1外国語に設定した言語の学習支援を目的として、英語とフランス語については、当該言語を母語とするティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）をNSTAとして配置する制度を設け、授業等に活用している。これらアシスタントの採用にあたって条件等を定めているほか、TAの業務等を明記した「白百合女子大学ティーチング・アシスタント（TA）ガイドブック」を作成するなど、適切に運用している。

以上のことから、指導補助者を含め、教員組織を適切に編制していると判断できる。

③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

教員の採用・昇任の基準について、大学では、「特別教授会規程」「人事委員会内規」「白百合女子大学教員選考基準」「学部人事委員会内規」に定めている。また、選考手続については、「教員人事手続要領—専任教員・特別専任教

員・助教採用人事」「教員人事手続要領—非常勤講師採用人事」「教員人事手続要領—専任教員昇格人事」に定めており、具体的には、学科長が起案し、学部長、学長を経て理事長の承認を得たうえで、学長が「教育研究運営会議」に報告している。そして、これを受けて、「白百合女子大学教員選考基準」に基づき「学部人事委員会」を構成している。このプロセスのなかで、候補者の研究業績や教育業績等の審査と、所属予定部局の専門領域構成や担当予定科目との整合性の検討を行っている。

大学院の教員採用及び手続は、「大学院担当教員の認定に関する規程」に定めており、学部の専任教員が研究科の授業や研究指導を担当する場合も含め、「大学院専門委員会」において資格等の確認を行っている。

また、人事案件の判断過程では、「学部特別教授会」において「人事委員会」から採用を申請する当該学科以外の教員に対して説明を行うとともに意見を求める機会を設定しており、公正性と適正性を担保している。

なお、教員の研究活動及び社会貢献活動等については、毎年、前年の実績を研究者データとして登録するとともに、大学ホームページに公表しているものの、これらの業績を昇任人事の判断等に活用していないことから、今後、教員の諸活動の活性化につなげるよう検討されたい。

以上、教員人事については、規程に基づき適切に行っているといえる。

④ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

教員の資質の向上及び教員組織の改善・向上につなげるため、「FD・SD推進委員会」を設置し、全学的なFD活動を定期的で開催している。具体的には、半期又は1年に一度、「FD講演会」を開催し、学生指導や教育方法等をテーマとして取り扱っているほか、1年に一度「FD研修会」を開催している。また、「SD講演会」において「ハラスメント・防止対策のための教職員向けオンライン講演会」等を開催している。

これに加え、「授業改善のための学生アンケート」を2年間で全科目について実施し、集計結果を各授業担当教員にフィードバックするとともにアンケートの結果を活用した顕彰制度を設け、優れた授業を表彰している。また、アンケート結果の全体的な傾向と担当教員及び「FD・SD推進委員会」から学生に向けてのメッセージを公表している。さらに、学生と教職員の意見・情報交換の場として、「よりよい学びのための学生懇話会」「よりよい学びのための院生懇話会」を開催している。

なお、前回の大学評価（認証評価）結果において「教員の資質向上のための研修等が恒常的に実施されておらず、また実施されたものも授業改善に関係するも

のが中心」であると指摘されたことを踏まえ、各学科においても、多面的なテーマでFD活動を展開している。例えば、人間総合学部初等教育学科では、「『個別最適な学び』と『協働的な学び』の一体的な充実を目指す教育」をテーマに研修を実施した。

なお、指導補助者に対する研修は、「ティーチング・アシスタント規程」等に基づいてオリエンテーションを実施し、各授業担当者が随時助言等を行っている。

以上のことから、FD活動に関しては適切に実施しているといえる。

⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教員組織の適切性については、組織ごとに学部長や研究科長等が、それぞれ定期的に点検・評価をすることとしており、直近では2021年度に行っている。具体的には、「2 内部質保証」の点検・評価項目③で既述した「シートB」を基に点検・評価を行い、その結果を「自己点検・評価委員会」へ提出している。同委員会は提出された「シートB」を基に、全学的な観点からの点検・評価である「シートC」を作成するとともに、自己点検・評価報告書にとりまとめ「内部質保証委員会」に提出している。「内部質保証委員会」はこれを踏まえ、改善の指示を行う仕組みとなっている。

教員組織の改善・向上について、点検・評価項目④で既述した、前回の大学評価（認証評価）結果で指摘された教員の資質向上のための研修等の実施について、2020年度より「内部質保証委員会」の指示により「FD・SD推進委員会」が中心となって体制を強化し、各学科センターにおいても多面的なテーマでFD活動を行うこととした。しかしながら、2021年度の自己点検・評価では、教員・教員組織の適切性の検証について、「全学教養教育連絡会議」において「改善すべき点がある」と自己評価しており、これを受けて「自己点検・評価委員会」でも「改善すべき点がある」としたことから、「自己点検・評価委員会」で問題を適切に抽出したうえで、これに対する「内部質保証委員会」による改善に向けた支援を行うことが望まれる。

以上のことから、教員組織の適切性を点検・評価し、その結果に基づく改善・向上の仕組みを概ね適切に運用している。

7 学生支援

<概評>

① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

学生支援の方針として、学生一人ひとりの大学生活を質の高いものとすることを目標に、少人数教育・カトリック女子大学の特性を生かした学生との意見交換や現状把握による学生支援体制の整備・充実を行うことを掲げている。

この方針は、大学ホームページの情報公開ページにおいて、他の各種方針とともに公表している。しかしながら、本方針を学内教職員・学生が十分に認知しているとはいいがたい。現在、「修学支援」「生活支援」「進路支援」「障害学生支援」の各項目からなる学生支援の方針の設定に向けて検討が進んでいることから、その結果を踏まえつつ、学内教職員・学生に対してさらなる周知の工夫が望まれる。

以上のことから、学生支援の方針を概ね適切に定め、明示しているといえる。

② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

1・2年次には主に必修科目の担当教員、3・4年次には主にゼミや卒業論文の担当教員等がアドバイザーとなり、各学生支援の所管部門と連携して学生支援にあたっている。修学支援は「教務委員会」、生活支援及び進路支援は「学生・就職委員会」が中心となり、事務組織である教務部教務課、学生支援部、学部等事務室、「ウェルネスセンター」、国際交流オフィス等が所管部門として支援を行っている。

少人数ならではのスケールメリットを生かした学生支援に取り組んでおり、アドバイザー制度においては、成績不振や休学意向等の学習の継続に困難を抱える学生に対してアドバイザー教員が本人及び保証人と連絡をとり、話し合いの機会を持つようにしているほか、必修科目の不合格者には個別履修指導を行い、再履修を指導するなど早期に解決できるよう指導している。くわえて、正課と連動する形で正課外の学習機会を設定しており、授業に連動した補習・補充教育及び自主的な学生の学習を促進するよう取り組んでいる。例えば、NSTA制度は、英語とフランス語のネイティブのTAによる全学の学生を対象とした正課外の学習制度であり、正課内の専任教員の指導に加えて、留学相談やスピーキング指導など個別のニーズに応じた支援を行っている。NSTAを利用する学生は、外国語のスピーチコンテストでの上位入賞や全国大会出場、外国語検定試験の合格、海外留学など学習経験の幅を広げており、このように学生のニーズに応じてきめ細かな学生支援を行っていることは高く評価できる。

また、フランス語スタッフにおいては、交換留学協定を締結しているフランスの大学から修士学生又は修了者を派遣していることから、相互国際交流の価値を備えているため、学生支援だけでなく建学の精神に基づく取り組みを行っているといえる。

なお、障がい学生支援は、「ウェルネスセンター事務室」が窓口となり、受験時の相談や在学中に必要な合理的配慮を組織的に講じている。留学生に対しては国際交流オフィスが、行政手続の代行や履修支援等の相談に応じるとともに、学生ピアサポート団体「Cosmopolite（コスモポリット）」が支援を行っている。

経済的支援としては、日本学生支援機構による奨学金のほか、経済的支援を要する学生に対する「白百合女子大学奨学金」「白百合女子大学同窓会奨学金（ジャンヌ・ダルク奨学金）」、学業成績優秀学生に対する「白百合女子大学同窓会特別奨学金」、留学希望者に対する「白百合女子大学外国留学規定に基づく奨学金」、災害により被災した学生に対する「被災者支援特別措置」制度を設けるほか、経済事情に配慮した柔軟な支援を行っている。授業に係る費用及び奨学金等経済支援に関しては大学ホームページ及び『学生生活 GUIDEBOOK』等を通じて情報を提供している。

学生の心身の健康や保健衛生等に関する支援は、「ウェルネスセンター」内に設置した「健康相談室」「学生相談室」を中心に行っており、健康相談室には常勤の看護師を配置し、学生相談室は女性の心理カウンセラー（3名）が交代で常時在室し、学生生活に係る相談に応じるとともに、「心の休憩室」を設けて学生が落ち着ける環境を整えている。また、「白百合女子大学ハラスメント防止および問題解決のためのガイドライン」を策定し、「ハラスメント防止・対策委員会」がスタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）研修を通じた啓発活動を行っている。

キャリア教育においては、女性としてのキャリア形成や就業観の涵養を目的に、2年次必修科目として「キャリア研究」を開講するとともに、これと連動して正課外の支援を学生支援部キャリア支援課が行っている。3年次を対象に進路選択に関わるガイダンスを実施するとともに、キャリア支援課スタッフが3年次の学生全員と個別オリエンテーションを行い学生一人ひとりに寄り添った個別指導を行っている。個別対策として「面接対策講座」等を開講し、学生の進路決定を支援している。保育士・幼稚園教諭・小学校教諭の希望者に対しては学科とキャリア支援課が連携してガイダンスや教員対策講座を実施している。博士課程（後期）の学生に対しては、外部機関が提供する情報を紹介しているほか、文学研究科発達心理学専攻の学生に対しては学部学生に心理学実験が指導できるよう「心理学実験指導法」を必修科目として開講している。

正課外活動の状況は「学生・就職委員会」において報告・検討している。学生会執行部、クラブ連合、「白百合祭実行委員会」に対しては学生支援部学生生活課職員から1名ずつが担当となり、また各クラブ活動においては専任教員が顧問となり助言・指導を行っている。

大学院学生に対しては、学部学生と同様に、指導教員がアドバイザーの役割

を果たし、「大学院専門委員会」において組織的に修学支援を行っている。

以上のことから、学生支援に関する方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に取り組んでいるため、成果の可視化にも力を入れていくことが望まれる。

③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生支援の適切性については、「学生・就職委員会」において「2 内部質保証」の点検・評価項目③で既述した「シートB」をもとに点検・評価を行い、その結果を「自己点検・評価委員会」へ提出している。同委員会は提出された「シートB」をもとに、全学的な観点からの点検・評価である「シートC」を作成し「学生・就職委員会」へ回付するとともに、自己点検・評価報告書を取りまとめて「内部質保証委員会」へ提出している。

点検・評価の結果に基づく改善・向上については、「内部質保証委員会」からの改善指示により「学生・就職委員会」が改善を行う仕組みとなっている。具体的には、主に人材育成を目的とした奨学金制度が少なかったことから、育英型奨学金の新設を「学生・就職委員会」で検討し、2020 年度には学業成績の優秀者を対象とした「同窓会特別奨学金」を新設して支給を開始している。

以上のことから、学生支援の取り組みの適切性を点検・評価し、その結果に基づく改善・向上の仕組みを適切に運用している。

<提言>

長所

- 1) 学生一人ひとりの大学生活を質の高いものとする学生支援の方針を体現する取り組みとしてアドバイザー制度を設け、1年次からアドバイザー教員による個別面談等を通じて修学支援や生活支援を行っているほか、語学の学習においてNSTA（「ネイティブ・スピーカー・ティーチング・アシスタント」）を置いている。英語とフランス語の学習において、正課内での専任教員の指導に加えて、ネイティブのTAに留学相談やスピーチコンテストの指導などを依頼することができる。このように、学生のニーズに応じたきめ細かな学生支援が、語学力の向上や大学が推奨する留学での学びの充実につながっていることは評価できる。

8 教育研究等環境

<概評>

- ① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

「教育研究環境の整備に関する方針」として、「学部及び大学院研究科の教育研究のすべてが一つのキャンパスで展開される環境を踏まえ、学術的活動を支える必要かつ適切な教育研究環境の整備・充実を図り、維持・管理する」ことを定めている。同方針は、大学ホームページの情報公開のページにて公開している。

なお、整備事業の実施にあたっては、教学担当副学長、学部長、全学教養教育連絡会議主事、事務局長、総務部長、総務部管財課長、教務部長、図書館事務部事務課長を構成員とする「教育環境検討会議」で定期的な検討・調整を行い、教職員間での合意形成を事前に行っている。

以上のことから、教育研究環境の整備に関する方針を定め、公表していることが確認できる。

② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

大学設置基準を満たす校地・校舎面積を有しており、教室のほかに自習室、多目的ホール、運動場、体育館、講堂、図書館、学生食堂、カフェテリア、購買部、クラブハウス、相談室等、学生の正課・正課外の活動に必要な施設・設備を整備している。また、各校舎に学生の活動・休息スペースや施設を設けており、学生が快適に学ぶための環境を整えている。さらに、キャンパス内に国の登録文化財である「めぐみ荘（旧菊池家住宅主屋）」を有しており、茶道や華道等の学生の課外活動や教員の研究会等でも活用している。

また、障がいを持った学生への対応を強化するために、2017年度から「ウェルネスセンター」を立ち上げ、他の学生対応部署や施設設備管理担当部署、教育組織と連携して学生支援にあたっており、身体的支援が必要な学生に対しては、履修科目に応じて授業教室を配慮しているほか、手摺りや障がい者向けのトイレを整備している。さらに、障がいを持った学生への対応にあたっては「配慮対応フロー」や「障害学生修学支援の手引き（教職員用）」を定めている。安全・衛生の確保については「白百合女子大学安全衛生管理規程」に基づき「安全衛生委員会」を設置するとともに、学生・教職員・その他構内滞在者の安全確保のために、危機管理が必要な事態における対応を明確化した「白百合女子大学危機管理規程」を策定している。

教育研究に係る環境整備については、「教育環境検討会議」において事前に十分な検討を行い、対応方針を決めたうえで、総務部管財課が実施している。校舎・設備の修繕・改修については、2020年度より法人本部と連携して「白百合女子大10ヶ年修繕計画」を策定し、同計画に基づく毎年度の工事を行っている。

ネットワーク環境の整備について、学内は無線LANを整備するとともに一定数のコンピュータを設置し、全学生・教職員に対するICT環境を整えている。

また、「ソーシャルメディア」利用ガイドラインや「個人情報保護・管理マニュアル」を制定し、情報倫理の教育や周知の方法等を確立している。

以上のことから、施設整備を管理する規程や体制を整えており、教育研究環境を整備しているといえる。

③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

図書館には、和書洋書や学術雑誌を中心に十分な質・量の蔵書があり、国内外の電子ジャーナルも備えている。また、専門的な知識を有する職員として、司書資格を有する専任職員及び非常勤職員や図書館業務を専門とする業務委託スタッフも配置し、質の高い図書館・学術情報サービスを提供している。なお、文化庁、国立国会図書館等の外部機関が主催する各種研修会へ職員を派遣するなどを通じて、図書館スタッフと図書館サービスの向上を図っている。

図書館の運営については、「白百合女子大学図書館規程」に基づき、「白百合女子大学図書館運営委員会」を設けており、関係部署と連携して行っている。また、「教育環境検討会議」にも、図書館事務部事務課課長が参加しており、全学的な教育研究環境整備施策のなかで図書館の運営についても協議を行っている。

学術情報の提供のために情報・サービスを電子化し、学生及び教職員への利便性を図るための整備を行っている。また、「学生生活満足度調査 2021」等を通じて利用満足度や入館者数などの情報を収集し、学生・教職員へのサービス向上に努めている。

以上のことから、図書館については、適切な蔵書を備えるとともに専門スタッフによる運営体制を整備しているため、学生・教職員への利便性に配慮して運営しているといえる。

④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

研究に対する基本的な考え方については、「教育研究上の目的」に学生に対する教育研究指導のための基本的考え方を示している。また、教員に対しては「白百合女子大学における研究活動上の不正行為等の防止および対策に関する規程」において、「研究者等の責務」「研究者等の意識向上」等を定め、「本学における学術研究の信頼性及び公平性の確保や研究活動の円滑な遂行」を図ることを示しており、大学の研究に対する基本的考え方として、研究者としてのモラル等について明示している。

学内の附属施設では、教員、大学院学生等の研究と教育実践の場としての活動を展開し、その成果を毎年紀要として公表している。また、専任教員に対しては

職位に関わらず一律に支給する「個人研究費」に加え、「研究奨励規程」や「共同研究規程」を設けており、申請を採択した場合には研究費を支給している。また、施設ごとに講演会等の開催や活動報告をとりまとめた冊子も定期的に刊行している。

以上のことから、研究費や研究室などの研究支援体制を適切に整備しているといえる。

⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

研究倫理、研究活動における不正防止に関する取り組みとして、文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等におけるガイドライン」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、「白百合女子大学における研究活動上の不正行為等の防止および対策に関する規程」「白百合女子大学における研究費等の管理運営・監査規程」を整備している。

「白百合女子大学における研究活動上の不正行為等の防止および対策に関する規程」に基づき、「白百合女子大学研究倫理教育実施要領」を策定し、研究活動に関わる教職員・学生に対して e-learning の受講及び「白百合女子大学 コンプライアンス教育資料」の通読を義務付けており、研究倫理の遵守に基づく研究活動の推進に向けた取り組みを行っている。

以上のことから、研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているといえる。

⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究等環境の適切性については、「自己点検・評価委員会」での点検・評価の取り組みを通じて実施している。点検・評価の対象となる各教育研究組織及び事務組織にて、「2 内部質保証」の点検・評価項目③で既述した「シートB」及び「シートA」をもとに点検・評価を行い、その結果を「自己点検・評価委員会」へ提出している。同委員会は提出された「シートB」をもとに、全学的な観点からの点検・評価である「シートC」を作成し各教育研究組織等へ回付するとともに、自己点検・評価報告書を取りまとめて「内部質保証委員会」へ提出している。

点検・評価の結果に基づく改善・向上については、「内部質保証委員会」で対応すべき課題等が見つかった場合、各委員会、教育組織、関連部署に対し、必要に応じて改善の指示・依頼を行っている。また、適時具体的に教育研究環境改善につながる施策を検討することができる場として、「教育環境検討会議」を設け、教学担当副学長、事務局長を中心に、関係する教育組織、事務部署の関係者

が定期的に集まり、年度ベースの改善計画の策定、進捗管理を行っている。

以上のことから、教育研究等環境の適切性を点検・評価し、その結果に基づく改善・向上の仕組みを適切に運用している。

9 社会連携・社会貢献

<概評>

① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

建学の精神に基づき、「社会との連携・協力に関する方針」として「自ら進んで他者に奉仕し、社会に貢献しようとする心の育成をめざす観点から、近隣地域をはじめ、広く教職員および学生による社会への教育活動や社会貢献活動を展開し支援する」ことを定めている。また、2021年度に策定した「アクションプラン」及びその推進計画書では、大学の社会連携・社会貢献の実効性をより高めるため、自治体との連携強化や全世代型教育の促進等に取り組むことを明示している。

「社会との連携・協力に関する方針」は、大学ホームページの情報公開にて公表し、学内外に向けて周知を図っている。

以上のことから、大学の教育研究成果を適切に社会に還元するために、建学の精神に基づき、「社会との連携・協力に関する方針」を定め、大学ホームページにて公表している。

② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

方針及び「アクションプラン」に大学の社会連携・社会貢献の実効性をより高めることを掲げ、さまざまな社会連携・社会貢献活動に取り組んでいる。

近隣地域との連携では、2006年に大学の所在地である調布市との相互友好協力協定を締結し、調布市主催イベント・講座・研修等への講師派遣、毎月1回の心の相談員（公認心理師）の受嘱などの人材面における連携をはじめ、多様な事業に協力している。また、調布市が運営する「せんがわ劇場」では、「『おかしな家とおかしな鳥』-tupera tupera- といっしょに工作・パレード」に人間総合学部の3学科の学生が準備段階から参加したほか、児童文化学科の学生たちによる手作りアニメーション上映やオリジナル絵本の朗読等を定期的に行っている。

近隣地域への貢献として、子どもの発達に関する研究や相談・カウンセリング等を行う「発達臨床センター」において大学院学生が参加して相談に応じるとともに、三鷹市教育委員会からの依頼を受けて心理検査を実施し、必要に応じて同センターでの相談へとつなげるなど、子どもの発達を支援している。また、2022

年度には、教員が三鷹市民大学にて「子どもの発達心理学」をテーマにオンライン講座を担当したほか、三鷹市の学校から生徒を職場体験・職場見学の目的で受け入れたり、地域ケアネットワーク主催の高齢者を対象にした散策イベントへ協力したりするなど、きめ細かな地域貢献活動に取り組んでいる。

そのほか、「社会連携センター」及び発達心理学、幼児教育、児童文化を学ぶ教員・学生が協力して、2つの子育て支援活動を行っており、子育て支援ルーム「りすぶらん・あんふあん」では、新型コロナウイルス感染症の流行下に自宅で時間を過ごす子ども及び保護者に向けた動画の作成、紙芝居の上演、ふれあい遊びプログラム、クリスマスイベントの実施など多彩な活動を定期的実施している。

「エデュテイメント大学」では、少し年齢層が高い子どもたちを対象とした、タブレット端末を用いた粘土のコマ撮りアニメーション作品づくり、キャンパス内自然探索、たまごをテーマとした科学・アート融合の体験型プログラム等、当該大学の自然環境や教員の専門性、大学の教育研究内容を活用した催しを展開している。

また、学科による社会連携・社会貢献として、「高校生のための『フランス語サマースクール』」を開催している。具体的には、フランス語フランス文学科において、2017年度から毎年夏に高等学校の生徒を科目等履修生として2日間にわたって受け入れ、最終試験合格者に当該大学の単位を認定する取り組みを行っている。

上記のさまざまな取り組みを通じて、学生の成長につなげるとともに、地域や社会において大学の教育研究成果を還元していることは評価できる。

以上のことから、社会連携・社会貢献に関する方針に基づいて取り組みを実施し、教育研究成果を適切に社会に還元しているといえる。

なお、2019年度に設置した「社会連携センター」では、現在、活動の集約に取り組んでいることから、同センターの機能性を高め、さらなる発展につなげることを期待したい。

③ 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

社会連携・社会貢献の適切性の点検・評価は、「社会連携センター」において「2 内部質保証」の点検・評価項目③で既述した「シートB」を基に点検・評価を行い、その結果を「自己点検・評価委員会」へ提出している。同委員会は提出された「シートB」を基に、全学的な観点からの点検・評価である「シートC」を作成するとともに、自己点検・評価報告書にとりまとめ「内部質保証委員会」に提出している。「内部質保証委員会」はこれを踏まえ、改善の指示を行う

仕組みとなっている。

なお、「社会連携センター」が全ての社会連携・社会貢献活動の情報を集約するという状況にまでは至っていないため、今後は同センターが主となって各取り組みの内容を正確に把握することで、社会連携・社会貢献の適切性の点検・評価活動を全学的に行い、「社会連携センター」としての役割を積極的に果たすことが期待される。

以上のことから、社会連携・社会貢献の取り組みを点検・評価し、改善に努めているといえるものの、今後、全学的に取り組み状況を把握し、改善していくことが期待される。

<提言>

長所

- 1) 「アクションプラン」に大学の社会連携・社会貢献の実効性をより高めることを掲げ、大学が所在する調布市や近隣の三鷹市との連携に基づく地域貢献活動を推進している。例えば、調布市が運営する「せんがわ劇場」において、長年にわたり教員と学生が授業で作成したアニメーション映画等の作品上映や絵本の読み聞かせ等を行い、地域文化の創出に貢献している。また、子どもの発達に関する研究や相談・カウンセリング等を行う「発達臨床センター」では、大学院学生が参加して相談に応じるとともに、三鷹市教育委員会の依頼を受けて心理検査を実施するなど、子どもの発達を支援している。これらの活動により学生の成長につなげるとともに、教育研究活動の成果を社会に還元していることは評価できる。

10 大学運営・財務

(1) 大学運営

<概評>

- ① 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

「管理運営の方針」として「学長を頂点とする管理運営組織によって『建学の精神』に裏打ちされた管理運営」を行うことなどを定めている。さらに、大学の中期計画となる「アクションプラン」を実現するための大学運営の方針として「アクションプラン推進計画書」を定めている。具体的には、建学の精神を実質化するための指針として、「教育体制の実質化と評価検証体制の確立」「教育研究支援体制の確立」「大学の社会的責任」「学生の安定的確保」「大学運営のための人的・財政的基盤整備」の5つの観点から、大学が目指すべき目標及び指標を定めるとともに、各取り組みの推進責任者を明確に示している。また、「アク

「アクションプラン推進計画書」はそれぞれの「アクションプラン」について各年度の執行計画を定めており、これをもって大学運営を行う仕組みとなっている。しかしながら、「管理運営方針」及び「アクションプラン推進計画書」には、適切な大学運営に向けた大学マネジメントや意思決定等に関する大学としての考え方や目指すべき方向性を明確に示していないことから、これら内容を踏まえた方針の策定が期待される。

なお、「アクションプラン推進計画書」は「教育研究運営会議」において構成員への周知を図っている。

以上のことから、大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を概ね適切に明示しているといえる。

- ② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

「白百合女子大学教職員組織規程」において、学長、副学長、学長特別補佐の役割を規定しており、学長の役割を「校務を総理し、所属教職員を統督する」としている。また、同規程に基づき、学長の大学運営を補佐するための組織として「学長室会議」、教学に関する意思決定を補佐するための組織として「教育研究運営会議」を編制し、組織的に大学運営を行っている。あわせて、学長の意思決定のために意見を述べる機関として、学部では教授会、大学院では研究科委員会を設置している。さらに、大学の教育活動を円滑に運営するため、「教務委員会」や「学生・就職委員会」等の「全学委員会」を設置している。

「教授会規程」のほか、「教員選考基準」や各種委員会の規程を定めており、規程に基づく大学運営を行っている。また、学部長の選任については「教授会による学部長候補者選考手続き」を定めている。

法人においては、「学校法人白百合学園寄附行為」「寄附行為施行細則」に基づき、理事会が学校法人の業務を決定し、評議員会は法人の業務、財産の状況、役員の業務執行状況について意見を述べること、理事長からの諮問事項について答えることを任務としている。

以上のことから、方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限などを明示し、それに基づいた大学運営を適切に行っているといえる。

- ③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

予算の編成は、「学校法人白百合学園経理規程」に定める手続で行っており、

設置校の事務局長が経理責任者となり大学の予算を編成して予算責任者に報告し、予算責任者は本部事務局に大学の予算案を提出し、本部事務局長は総合予算を作成し理事長に提出、理事長は評議員会の意見を聞き理事会での承認をもって予算が確定することとなっている。

予算執行にあたっては、「白百合女子大学稟議取扱要領」に基づき決裁権限を定めている。また、予算執行状況は会計システムにおいて大学・法人本部で共有し管理を行っており、年に3回の外部会計監査を行うことで予算執行の透明性確保を図っている。

以上のことから、予算編成及び予算執行を適切に行っているといえる。

④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

大学の事務組織は、「白百合女子大学教職員組織規程」に基づき編制しており、大学事務局には総務部、経理部、入試広報部、教務部、学生支援部、図書館事務部を設置し、学長の総理のもと事務局長によりこれら所管事務を掌理している。事務局においては部長職以上で構成する「事務部長会議」及び課長職以上で構成する「事務責任者連絡会議」を開催し、組織運営の効率化、円滑化、標準化に努めている。

学長が統括的な観点から円滑な大学運営を遂行できるよう補佐することを目的とする「学長室会議」のほか、教授会・研究科委員会の議事や教学マネジメント、入試判定案の調整を取り扱う「教育研究運営会議」等に事務局長が構成員として参加することで教職協働を行っている。

職員の採用は、まず採用が必要な人材を各事務部署から事務局長を通じて学長に申請し、大学における採用計画を策定し、理事長の意見を聴取したうえで採用活動を実施している。採用選考は原則公募方式で行い、採用候補者は事務部長、事務局長を経て学長がこれを認め、理事長の決裁をもって採用となる。

事務組織における多様化、専門化する課題に対応するために、2024年度より Campus Social Worker (CSW) を配置するなど、専門的な知識及び技能を有する職員の配置を行っている。職員の業務評価・処遇改善等の取り組みに関しては制度検討の途上にあり、今後の整備が望まれる。

以上のことから、大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等に必要な事務組織を設け、概ね適切に運営しているといえる。

⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

SDは、「白百合女子大学FD・SD推進委員会規程」に基づく「FD・SD

推進委員会」において、SD計画を策定し研修会を実施している。全ての専任教職員を対象としたSD研修を年に1度実施しており対象者全員が受講している。SD研修として、2021年度にはハラスメント防止研修会、2022年度にはデータサイエンス研修会、2023年度には大学設置基準改正に関する研修会を開催しており、大学運営に必要な知識等の涵養及び資質向上に取り組んでいる。今後は、これらの取り組みの効果を検証し、更なるSD活動につなげることを期待したい。

その他、SDに関する基本方針に基づき、職員の勤務年数、業務経験、担当業務等を勘案した年間の外部研修受講計画を総務部が策定し、受講希望者に対して機会を提供している。

以上のことから、大学運営を適切かつ効率的に行うための教員・職員の意欲及び資質の向上を図る方策を概ね講じているといえる。

⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

大学運営の適切性に関する点検・評価は、各事務組織において「事業計画書」を用いて行い、それを「学長室会議」でとりまとめるとともに「自己点検・評価委員会」に共有している。点検・評価の結果をもとに、学長及び「学長室会議」にて話し合いを行い、各組織に改善指示を出している。

監査については、関係法令に従い、監査法人による監査と、監事監査を行っている。また、研究費等に関しては内部監査を行っている。内部監査の結果は内部監査報告書にまとめて学長に報告するとともに、監査法人及び監事にも共有を図っている。

以上のことから、大学運営の適切性を点検・評価し、その結果に基づく改善・向上の仕組みを適切に運用している。

(2) 財務

<概評>

① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

2021年度から2025年度までの大学の中期的な経営方針である「アクションプラン」において「持続可能で健全な財政基盤の確立」を掲げ、目標・中間目標・中間指標及び計画の推進責任者を定め、このうち中間指標として、年度ごとの経常収支差額比率及び人件費比率に関する目標を設定している。また、2022年度に、「アクションプラン」を実行するための「アクションプラン推進計画書」を策定しており、同計画において、人件費比率の上昇を抑制することや経常収支差額比率の目標水準を示している。さらに、「内部質保証委員会」「学長室会議」

において、「2025 年度までに人件費比率 60%以下」「管理経費比率 10%以下の目標（教育研究経費は 30%以上維持が目的）」といった目標値を定めている。今後は「アクションプラン」に示した取り組みを実行し、目標の達成に向けて取り組むことが求められる。

② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

財務関係比率については、「文他複数学部を設置する私立大学」の平均と比べ、事業活動収支計算書関係比率では、法人全体及び大学部門ともに、人件費比率は平均よりも高く、教育研究経費比率は、2021 年度以降は平均よりも高くなっている。事業活動収支差額比率は低く、法人全体は 2018 年度以降マイナスが続いており、大学部門も 2021 年度以降マイナスに転じている。

貸借対照表関係比率では、純資産構成比率が高いが、流動比率は低く、「要積立額に対する金融資産の充足率」は一定の水準を維持しているものの、低下傾向にある。また、「事業活動収入に対する翌年度繰越支出超過額の割合」についても、増加傾向にある。

以上のことから、教育研究活動を安定して遂行するために十分な財務基盤を確立しているとはいえない。「アクションプラン」では、中間指標として、大学のポリシーに基づいた人員計画の遂行による適切な人件費管理の徹底を掲げ、大学自らが人件費抑制に向けて取り組むことを示しているため、収入の確保に努め、明確な目標及びその達成に向けた具体的施策を策定し、十分な財務基盤の構築に向けた取り組みを着実に実施していくよう、改善が求められる。

外部資金については、科学研究費補助金のほか、外部機関や民間等からの委託研究や受託研究に関して、研究支援を担当する部署から教員へ適宜迅速に資金配分機関からの情報を発信して周知に努めている。ただし、外部資金の獲得金額としては横ばいの状態であることから、更に積極的な外部資金の受け入れに取り組むことが期待される。

<提言>

改善課題

- 1) 「要積立額に対する金融資産の充足率」は一定の水準を維持しているものの、「事業活動収入に対する翌年度繰越支出超過額の割合」が増加傾向にあり、事業活動収支差額についても、法人全体でマイナスが続くとともに、大学部門で 2021 年度以降はマイナスに転じていることから、教育研究活動を安定して遂行するために十分な財務基盤を確立しているとはいえない。2021 年度から 2025 年度までの「アクションプラン」に示した収支改善に向けた取り組みを実行し、

十分な財務基盤の構築に向けた取り組みを着実に実施するよう改善が求められる。

以上

白百合女子大学提出資料一覧

点検・評価報告書
評定一覧表
大学基礎データ
基礎要件確認シート
大学を紹介するパンフレット

その他の根拠資料	資料の名称
1 理念・目的	学校法人白百合学園寄附行為
	白百合女子大学学則
	白百合女子大学大学院学則
	学生生活 GUIDEBOOK2023
	2023 年度カトリック教育センターガイダンス資料
	大学ホームページ（建学の精神・教育目標）
	白百合女子大学 CAMPUS GUIDEBOOK2024
	白百合女子大学大学院 Guidebook2024
	大学ホームページ（シラバス）
	2023 年度アクションプラン推進計画書
	FD 研修会「建学の精神に基づく白百合女子大学の教育活動」
	2023 クリスマス・ミサ ポスター
	アドヴェントの集い ポスター
	2023 年度キリスト教文化研究所講演会ポスター
	2023 年度 宗教講座「創造への道」パンフレット
	第 73 回チャペルコンサート ポスター
	第 73 回チャペルコンサート パンフレット
	大学ホームページ「新着情報」の一例
	CampusSquare によるお知らせの一例
	同窓会報 91 号キャンパス便り
	同窓会報 91 号表紙
	白百合女子大学 OG ネット会員通信 Messages du Lys Blanc [no. 231]
	修養会 チラシ
	広報誌 ぶどうの木
	2023 年度火曜お昼のミサ 前期日程 ポスター
	2023 年度火曜お昼のミサ 後期日程 ポスター
	2023 年度第 3 回カトリック教育センター会議議事録
	2023 年度第 5 回カトリック教育センター会議議事録
	2S（白百合・清泉）交流会 2023 チラシ・ポスター
	2S（白百合・清泉）交流会について [実施概要] 2023
	巡礼遠足 2023 チラシ・ポスター
	フィリピン・チャリティ in 白百合 2023 チラシ・ポスター
	クリスマス・チャリティ・バザー 2023 ポスター
	クリスマス・チャリティ・コンサート 2023 ポスター
	St. PAUL KOINONIA LETTER（コイノニアだより）
	コスモポリット・国際交流オフィス主催オンライン講演会 チラシ・ポスター
	2023 年度第 4 回全学教授会プログラム
	第 1 回レイ・ショーヴェセンター（準備室）運営会議議事録
	学長ビジョン・アクションプラン（2021～2025 年度）
	2 内部質保証
内部質保証委員会規程	
自己点検・評価委員会規程	
2021 年度第 20 回教育研究運営会議プログラム	
2021 年度第 14 回全学教授会プログラム	

	2022 年度第 21 回教育研究運営会議プログラム
	2022 年度第 21 回事務責任者連絡会プログラム
	白百合女子大学 PDCA 推進体制（全学教授会資料）
	2019 年度第 15 回全学教授会プログラム
	第 2 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議プログラム
	新型コロナウイルス感染症拡大防止のための白百合女子大学の活動指針
	白百合女子大学新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
	大学ホームページ（教育研究上の目的（文学部））
	大学ホームページ（教育研究上の目的（人間総合学部））
	大学ホームページ（教育研究上の目的（大学院））
	3 ポリシー変更手続要領
	2022 年度第 1 回教育研究運営会議プログラム
	2022 年度第 2 回内部質保証委員会議事要約
	2022 年度第 6 回内部質保証委員会議事要約
	2022 年度第 11 回教育研究運営会議プログラム
	2022 年度自己点検・評価スケジュール
	2022 年度自己点検・評価担当分担案
	「2022 年度組織別活自己点検・評価報告シート（シート B）」の作成について
	白百合女子大学 2022 年度シート B(組織別点検・評価報告シート)
	「2023 年度組織別活動方針・目標シート（シート A）」の作成について
	白百合女子大学 2022 年度シート A(組織別活動方針・目標シート)
	白百合女子大学 2022 年度シート C(点検担当（分科会）報告書)
	2022 年度自己点検・評価報告書
	2022 年度自己点検・評価結果に基づく教育改善のための提言
	2023 年度各種提言・課題への対応について
	改善報告書
	「改善報告書」の検討結果について（大学基準協会）
	2022 年度第 1 回内部質保証委員会議事要約
	2021 年度自己点検・評価報告書に掲げる項目ごとの意見・提言（調布市）
	自己点検・評価における教育組織共通の検証・評価視点の設定
	白百合女子大学 IR 規程
	大学ホームページ（情報公開）
	2023 年度委員会等メンバー表
3 教育研究組織	白百合女子大学キリスト教文化研究所規程
	白百合女子大学発達臨床センター規程
	白百合女子大学児童文化研究センター規程
	白百合女子大学言語・文学研究センター規程
	白百合女子大学生涯発達研究教育センター規程
	白百合女子大学教職員組織規程
	白百合女子大学ウェルネスセンター規程
	社会連携センター規程
	プログラム支援センター運営体制
	2022 年度前期 DS 自己点検・評価報告書
	2022 年度後期 DS 自己点検・評価報告書
	教職課程自己点検評価報告書
4 教育課程・学習成果	履修要覧 2023
	大学ホームページ（3つのポリシー ディプロマポリシー）
	大学ホームページ（情報公開 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー） 大学院）
	大学ホームページ（3つのポリシー カリキュラムポリシー）
	大学院学位規則
	大学ホームページ（情報公開 ディプロマ・ポリシー 大学院）
	履修系統図（宗教学科目）
	履修系統図（共通科目）
	履修系統図（外国語科目）
	履修系統図（文学部専門科目）

履修系統図（人間総合学部専門科目・学部共通科目）
大学ホームページ（科目ナンバリングについて）
2023年度第4回教務委員会議事録
大学ホームページ（資格取得／学内プログラム）
2023年度第3回教務委員会議事録
白百合女子大学教職課程委員会規程
文学部共通プログラム提案書
白百合女子大学データサイエンス教育運営会議規程
白百合女子大学教務委員会規程
教育研究運営会議規程
教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものについて
科目改廃手続
専修免許状の取得
白百合女子大学大学院専門委員会規程
研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものについて
シラバス作成の手引き
2023年度4月初めの学事日程
2024年度4月初めの学事日程案
外国語1クラスの人数基準
2023年度第1回教務委員会議事録
2023年度前期履修者人数表
BYOD導入に関するアンケート実施報告書
2022年度組織別自己点検・評価報告シート 基準4 児童文化学科（シートB）
2022年度組織別自己点検・評価報告シート 基準4 英語文化学科（シートB）
フランス語実践研究G・Hシラバス
2024年度白百合女子大学教育プロジェクト推進助成 募集要領
「教育プロジェクト推進助成」新規および継続プロジェクトについて
遠隔授業実施に際してのお願い
遠隔授業の運営につきまして（お願い）
「学生への授業形態の連絡」から「授業記録の記入と提出」まで
遠隔授業の受講にあたって（基礎編）
白百合女子大学における遠隔授業についてのガイドライン
学内FDシンポジウム
2020年度 学内FDシンポジウム「よりよい遠隔授業の実践に向けて」開催のお知らせ
遠隔授業に関する学生状況調査アンケート
英語プレイズメントテスト集計表
2022年度後期 学生からの申し出による成績事故調査
白百合女子大学外国留学規定
白百合女子大学教授会規程
再試験に関する規程
白百合女子大学学位規程
大学ホームページ（白百合女子大学アセスメント・ポリシー）
大学ホームページ（白百合女子大学大学院アセスメント・ポリシー）
2023年度第9回内部質保証委員会議事要約
PROG全体傾向報告書（2023）
PROG分析報告書 学生アンケートと基礎力の関連分析・DP（2023年度1年生、3年生）
2022年度後期授業改善のための学生アンケート結果報告書
学生満足度調査 2021
アセスメント・ポリシーに基づく科目別成績分布等の報告
白百合女子大学卒業時アンケート集計結果（2022年度）
2023年度 卒業生・修了生就業状況調査報告書
2023年度 卒業生・修了生就業先調査報告書
2021年度第6回大学院専門委員会議事録
2023年度第5回大学院専門委員会議事録
大学院修了認定に関する方針／教育課程の編成及び実施に関する方針変更案
2021年度第4回文学研究科委員会プログラム
2021年度第7回文学研究科委員会プログラム

5 学生の受け入れ	大学ホームページ（情報公開 入学者受入方針（アドミッションポリシー）【学部】）
	大学ホームページ（情報公開 入学者受入方針（アドミッションポリシー）【大学院】）
	2022年度第12回入試・広報委員会議事要約
	2022年度第8回入試・広報委員会議事要約
	2022年度第9回入試・広報委員会議事要約および資料
	2024（令和6）年度一般選抜／共通テスト利用選抜 出願要項
	2024（令和6）年度総合型選抜／自己推薦入試／卒業生子女入試／社会人入試 出願要項
	2024（令和6）年度学校推薦型選抜（指定校）出願要項
	2024（令和6）年度学校推薦型選抜（姉妹校） 出願要項
	2024（令和6）年度編入学試験 出願要項
	2024（令和6）年度大学院入試 出願要項
	2024（令和6）年度大学院内部進学選考（内部用） 出願要項
	2024（令和6）年度大学院内部進学選考（仙台白百合用） 出願要項
	入学試験等実施規程
	白百合女子大学入学試験実施体制図
	2023年度第8回入試・広報委員会議事要約
	2023年度第2回入試・広報委員会議事要約および資料
6 教員・教員組織	大学ホームページ（白百合女子大学が求める教員像）
	白百合女子大学教員選考基準
	教職員就業規則
	大学ホームページ（教職員組織の編制方針）
	学科会議およびセンター会議規程
	文学部連絡会議規程
	人間総合学部連絡会議規程
	教員数（学科別・職位別・年齢別、男女別構成）
	2023年度専任教員委嘱依頼一覧表
	白百合女子大学ティーチング・アシスタント規程
	2023年度ティーチング・アシスタント実人数リスト
	白百合女子大学スチューデント・アシスタント規程
	2023年度スチューデント・アシスタント実人数リスト
	ネイティブ・スピーカー・ティーチング・アシスタント配置基準
	ティーチング・アシスタント（TA）ガイドブック
	特別教授会規程
	人事委員会内規
	学部人事委員会規程
	教員人事手続要領―専任教員・特別専任教員・助教採用人事
	教員人事手続要領―非常勤講師採用人事
	教員人事手続要領―専任教員昇格人事
	大学院担当教員の認定に関する規程
	白百合女子大学FD・SD推進委員会規程
	2022年度第1回FD推進委員会議事録
	2020年度FD推進委員会活動報告書
	2021年度FD推進委員会活動報告書
	2022年度FD推進委員会活動報告書
	2022年度学生懇話会 報告書
	事務部長会議に関する内規
事務責任者連絡会に関する内規	
7 学生支援	大学ホームページ（学生支援に関する方針）
	白百合女子大学運営組織図
	大学ホームページ（外国語科目）
	大学ホームページ（図書館）
	コイノニアクラス
	大学ホームページ（情報教育）
	大学ホームページ（国際交流）
	大学ホームページ（学生団体・びあサポーター）

	大学ホームページ（ウェルネスセンターについて）
	障害学生修学支援の手引き
	大学ホームページ（学修上の合理的配慮について）
	大学ホームページ（大学HP 2020年度ウェルネスセンター報告書）
	コロナ対策特別措置取扱要領
	大学ホームページ（奨学金・教育ローン）
	大学ホームページ（2018年度ウェルネスセンター報告書）
	大学ホームページ（2019年度ウェルネスセンター報告書）
	大学ホームページ（2021年度ウェルネスセンター報告書）
	大学ホームページ（2022年度ウェルネスセンター報告書）
	2023年度第2回安全衛生委員会議事録
	2023年度第6回安全衛生委員会議事録
	白百合女子大学ハラスメント防止規程
	大学ホームページ（白百合女子大学ハラスメント防止および問題解決のためのガイドライン）
	コロナ対策緊急支援の募集について
	シラバス（キャリア研究）
	キャリア支援課人員体制
	個別面談の総件数
	大学ホームページ（キャリア支援）
	個別面談時間割表
	2020年度第1回就職総合＜紙上＞ガイダンス
	各種オンライン申請について
	白百合女子大学 学生自治組織「学生会」組織図
	課外活動における感染防止の手引き
	学生活動に関する顕彰制度規程
	学生活動に関する証明書発行要領
	学生生活満足度調査 2021 報告書
	白百合女子大学同窓会特別奨学金規程
	大学ホームページ（学生の意見・要望への対応について）
8 教育研究等環境	2023年度第1回教育環境検討会議議事要約
	2023年度第2回教育環境検討会議議事要約
	白百合女子大10ヶ年修繕計画
	白百合女子大学安全衛生管理規程
	白百合女子大学安全衛生委員会規程
	白百合女子大学危機管理規程
	配慮対応フロー
	白百合女子大学配慮申請検討会議規程
	「ソーシャルメディア」利用に関するガイドライン
	白百合女子大学個人情報保護・管理マニュアル
	白百合女子大学学術リポジトリ規程
	白百合女子大学学術リポジトリ運営委員会規程
	白百合女子大学オープンアクセス方針
	白百合女子大学オープンアクセス方針実施要領
	2020年度郵送貸出等利用状況について
	白百合女子大学給与規程第18条別表
	白百合女子大学研究奨励規程
	白百合女子大学共同研究規程
	白百合女子大学特別研修規程
	白百合女子大学旅費規程
	白百合女子大学海外旅費規程
	白百合女子大学大学院博士課程（後期）研究奨励に関する内規
	白百合女子大学における研究活動上の不正行為の防止および対策に関する規程
	白百合女子大学における研究費等の管理運営・監査規程
	白百合女子大学研究倫理教育実施要領
	白百合女子大学研究データ等の保存に関するガイドライン
	白百合女子大学「人を対象とする研究」に関するガイドライン

	2023 年度白百合女子大学公的研究費不正防止計画
9 社会連携・社会貢献	大学ホームページ（社会との連携・協力に関する方針）
	社会連携センター運営委員会規程
	相互友好協力協定書（調布市 H18）
	白百合女子大学令和 4 年度「大学との連携に係る調査」調査票
	せんがわ劇場合意書
	大学ホームページ（新着情報一覧（2022 年）「せんがわ劇場×白百合女子大学 地域連携事業『おかしの家とおかしな鳥』」）
	社会貢献・社会連携活動に関する調査票（発達臨床センター）
	社会貢献・社会連携活動に関する調査票（発達心理学科）
	2022 年度第 5 回・第 7 回運営委員会議事録
	授業スケジュール 子ども大学たま
	大学ホームページ（新着情報一覧（2022 年）「シンガポール社会科学大学（SUSS）学生との交流学習を実施しました」）
	大学ホームページ（新着情報一覧（2022 年）「小学生のためのフランス語教室《プチテコ・プランタン》を 3 年ぶりに対面開催」）
	大学ホームページ（都内高等学校での出張フランス語授業）
	講師派遣依頼について
	大学ホームページ（新着情報一覧（2022 年）「本学教員 3 名が NHK ラジオ語学講座・教養番組の講師を担当しています」）
	大学ホームページ（新着情報一覧（2022 年）「白百合女子大学人間総合学部エデュテイメント大学（2022 年度後期）」）
	大学ホームページ（新着情報一覧（2022 年）「白百合子育て支援ルーム「りすぶらん・あんふぁん」（2022 年度後期）」）
	大学ホームページ（公開講座）
	大学ホームページ（新着情報一覧（2022 年）「児童英語指導者養成プログラム「パネルシアターを作って、英語で物語を読んでみよう」」）
	大学ホームページ（新着情報一覧（2022 年）「高大連携プログラム 高校生のための「フランス語サマースクール」」）
	大学ホームページ（クラス紹介）
	大学ホームページ（新着情報一覧（2022 年）「日本航空との産学連携イベント「ホスピタリティキャリアフォーラム（エアライン編）」」）
	大学ホームページ（新着情報一覧（2022 年）「本学と調布市がコラボした「ごみ減量・リサイクルキャラクター」誕生」）
	榊原記念病院案内映像制作企画
	ちょこネット公式サイト NPO 法人ちょうふ子育てネットワーク
	大学ホームページ（新着情報一覧（2022 年）「商品企画に取り組んだ学生が 全日空商事 事業部長に提案発表」）
	大学ホームページ（新着情報一覧（2022 年）「「横浜みなとみらいをより魅力的な街として発信するには？」 学生がプレゼンテーション」）
	大学ホームページ（新着情報一覧（2022 年）「御巢鷹山（群馬県上野村）清掃登山ボランティアに本学学生が参加」）
	大学ホームページ（宗教講座「創造への道」）
	社会貢献・社会連携活動に関する調査票（カトリック教育センター）
	社会貢献・社会連携活動に関する調査票（事務局長室）
	大学ホームページ（学生団体・ピアサポーター）
大学ホームページ（ASEACCU 国際会議 2023）	
大学ホームページ（新着情報一覧（2022 年）「「日韓青年平和フォーラム報告会」（11/8・11/15・11/22・11/29）のご案内」）	
大学ホームページ（新着情報一覧（2022 年）「本学学生が難民支援にかかわる活動を積極的に展開〔M4R〕開催／アルペなんみんセンター訪問」）	
大学ホームページ（新着情報一覧（2022 年）「本学国際交流活動団体と NGO ラチャナ・ハンディクラフト・バタパンによるフェアトレード商品開発」）	
調布エコオフィス認定（認定ランク：ゴールド）	
大学ホームページ（太陽光発電システムの導入）	
白百合女子大学 Hearty Eco	

10 大学運営・財務 (1) 大学運営	教授会による学部長候補選考手続き
	全学教養教育連絡会議による全学教養教育連絡会議主事候補者選考手続き
	研究科委員会による研究科長候補者選考手続き
	学長室会議内規
	寄附行為細則
	学校法人白百合学園 経理規程
	白百合女子大学稟議取扱要領
	白百合教育センター設立に関する資料（令和4年度第6回評議員会・理事会）
	2023年度内部監査報告書
	大学ホームページ（管理運営に関する方針）
	白百合女子大学規程集 2023年度版
	学校法人白百合学園規程集（令和3年度版）
	白百合学園 役員等の概要
	白百合学園 学園組織図
10 大学運営・財務 (2) 財務	白百合女子大学 10ヶ年修繕計画
	白百合女子大学 30ヶ年修繕計画
	財務計算書類（6ヵ年分）
	財産目録
	監事による監査報告書（6ヵ年分）
	監査法人による監査報告書（6ヵ年分）
	大学ホームページ（2022年度事業報告書）
	2023年度経常費補助金「教育の質」今後に向けての意見記入表
	大学ホームページ（大学ホームページ「ご支援のお願い」）
	学校法人白百合学園 資産運用規程

白百合女子大学提出・閲覧用準備資料一覧（実地調査）

	資料の名称
1 理念・目的	白百合女子大学教育プログラム推進助成 申請書（2020年度）
	白百合女子大学教育プロジェクト推進助成 申請書（2024年度）
	海老原 宗教学科目のルーブリック策定と教科間連携 紀要 56
	海老原 「建学の精神に基づく白百合女子大学の教育活動」アンケート回答分析 紀要 58
	海老原 教育プロジェクト推進助成 2020C 活動報告 紀要 59
	2023年度第2回ルイ・ショーヴェセンター運営委員会（0606）議事録
	2023年度第3回ルイ・ショーヴェセンター運営委員会（0613）議事録
	2023年度第3回ルイ・ショーヴェセンター運営委員会（0613）資料
	2023年度第4回ルイ・ショーヴェセンター運営委員会（0620）議事録
	ルイ・ショーヴェセンター準備室活動概要（20230731）
	2023年度第5回ルイ・ショーヴェセンター運営委員会（0914）開催案内
	2023年度第6回ルイ・ショーヴェセンター運営委員会（1130）議事録
	2023年度第7回ルイ・ショーヴェセンター運営委員会（0203）開催案内
	第12回全学教授会（20240229）資料6 ルイ・ショーヴェセンター規程（案）
	2024年度第1回ルイ・ショーヴェセンター会議（0523）議事録
	「聖パウロ・デー」について
	TFT 説明
	TFT スケジュール、メニュー
	TFT 報告
	2 内部質保証
2023年度第5回内部質保証委員会議事要約	
2023年度第6回内部質保証委員会議事要約	
2023年度第7回内部質保証委員会議事要約	
2023年度第8回内部質保証委員会議事要約	
2023年度第9回内部質保証委員会議事要約	
2023年度第13回内部質保証委員会議事要約	
2023年度第15回内部質保証委員会議事要約	
自己点検・評価委員会事務局メール - 2022年度 自己点検・評価の結果について	
自己点検・評価委員会事務局メール添付資料 2022シートC送付について	
2023年度第11回全学教授会議事要約（抜粋）	
2022年度第1回教育研究運営会議議事要約	
2022年度第4回教育研究運営会議議事要約	
2022年度第11回教育研究運営会議議事要約	
2019年度第8回自己点検・評価委員会議事要約	
2019年度第9回自己点検・評価委員会議事要約	
2019年度第9回自己点検・評価委員会資料 2020～2024年度自己点検について	
2022年度第9回自己点検・評価委員会資料 2022年度自己点検・評価担当分担当表	
最終報告責任者向け 「2023年度組織別活動方針・目標シート（シートA）」の確認・提出について	
最終報告責任者向け 「2022年度組織別活自己点検・評価報告シート（シートB）」の確認・提出について	
最終報告責任者向け 白百合女子大学 メール - 【自己点検・評価委員会】シートA・シートBの最終報告等のご依頼	
報告者向け 白百合女子大学 メール - 【自己点検・評価委員会】組織別活動方針・目標シート、自己点検・評価報告シート（シートA・シートB）の作成依頼について	
報告者向け（シートA資料）学長ビジョン・アクションプラン	
報告者向け（シートB資料）根拠資料について	
報告者向け（シートB資料）自己点検・評価における教育組織共通の検証・評価視点の設定	
報告者向け（シートB資料）評価の視点	
報告者向け「2023年度組織別活動方針・目標シート（シートA）」の作成について	
報告者向け「2022年度組織別活自己点検・評価報告シート（シートB）」の作成について	
2022年度第10回内部質保証委員会議事要約	

	2022年度第14回内部質保証委員会議事要約
	2022年度第15回内部質保証委員会議事要約
3 教育研究組織	学科会議およびセンター会議規程
	2022年度組織別活動方針・目標シートA
	2021年度自己点検・評価シートB
	2021年度自己点検・評価シートC
4 教育課程・学習成果	資格課程履修者の履修上限をめぐる検討過程（教務委員会）
	プログラム履修者の履修登録単位上限をめぐる検討過程（教務委員会）
	CAP 緩和対象の資格・プログラム学生の履修登録単位数平均値
	学部全体に占める履修登録単位数の上限を超えての履修を認められる学生の割合 2023年度 4年次の成績優秀者の履修登録単位上限をめぐる検討過程（教務委員会）
	2023年度第1回教務委員会議事録
	2023年度第6回国際交流委員会議事要約
	2023年度第1回教育環境検討会議議事要約
	2024年度第3回教務委員会議事録
	2024年度第3回教務委員会資料 履修系統図を用いたカリキュラムの検証等
	2023年度第2回大学院専門委員会議事録
	2023年度第6回大学院専門委員会議事録
5 学生の受け入れ	2023年度第1回入試本部実施会議資料「入試実施本部について（入試担当副学長〔副本部長〕作成資料）」
	2023年度第3回入試・広報委員会議事要約
	2024年度入試_初等教育学科入試面接ガイド[総合型選抜Ⅰ期]
	2024年度入試_初等教育学科入試面接ガイド[総合型選抜Ⅱ期]
	2024年度入試_初等教育学科入試面接ガイド[自己推薦入試]
	2024年度入試_初等教育学科入試面接ガイド[指定校推薦型選抜・姉妹校推薦型選抜]
	2023年度第4回入試・広報委員会議事要約（2023年7月20日開催）
	2023年度第4回入試・広報委員会資料10（入試概要・募集人員）
	2022年度自己点検・評価シートB学生の受け入れ
	2022年度自己点検・評価シートC学生の受け入れ
	2023年度組織別活動方針・目標シートA学生の受け入れ
6 教員・教員組織	専任教員昇格人事起案書および本案件関係書類
	2023年度専任教員の採用・昇任実績
	白百合女子大学スチューデント・アシスタント（SA）ガイドブック
	2024年度TASA手続きフロー
	【事務局長室】研究・教育業績のご入力について
	2021年度第3回自己点検・評価委員会資料 2021年度自己点検・評価担当分担
	2021年度自己点検・評価シートB教員・教員組織（全学教養教育連絡会議）
	2021年度自己点検・評価シートB教員・教員組織（文学部）
	2021年度自己点検・評価シートB教員・教員組織（人間総合学部）
	2021年度自己点検・評価シートB教員・教員組織（大学院）
	2021年度自己点検・評価シートC教員・教員組織（全学教養教育連絡会議）
	2021年度自己点検・評価シートC教員・教員組織（文学部）
	2021年度自己点検・評価シートC教員・教員組織（人間総合学部）
	2021年度自己点検・評価シートC教員・教員組織（文学研究科）
7 学生支援	2023年度第5回学生・就職委員会議事録
	2023年度第7回学生・就職委員会議事録
	2023年度就職総合ガイダンス（第3部）保育職・教職志望者
	2023年度教員採用試験対策講座事前指導（案内）
	2023年度第1回教務委員会議事録
	アドヴァイザー教務関連スケジュール（2023年度第1回教務委員会資料）
	白百合女子大学学生・就職委員会規程
	白百合女子大学大学院専門委員会規程

	NSTA 契約書 (英文で記述)
	ウェルネスセンター規程(240401 施行)
	ウェルネスセンター運営委員会規程(240401 施行)
	配慮申請検討会議規程(240401 施行)
	2024 年度学修上の合理的配慮について (依頼)
	2024 年度学修上の合理的配慮決定通知書
	2023 年度第 2 回ウェルネスセンター運営委員会議事録
	【教職課程の自己点検】白百合女子大学ガイドライン
	【教職課程自己点検】スケジュール
	2023 年度 組織別自己点検・評価報告シート (教職課程委員会)
	2023 第 1 回教務委員会議事録
	2023 第 3 回教務委員会議事録
	2023 第 6 回教務委員会議事録
	2023 第 7 回教務委員会議事録
	2023 第 10 回教務委員会議事録
	2022 年度自己点検・評価シート B 学生支援 (ウェルネスセンター)
	2022 年度自己点検・評価シート C 学生支援 (ウェルネスセンター)
	2023 年度自己点検・評価シート A 学生支援 (ウェルネスセンター)
	理事会の資料「白百合女子大学同窓会奨学金」の新設について
	2018 年度第 1 回自己点検・評価運営委員会議事要約
	2018 年度第 1 回自己点検・評価運営委員会資料
	文書稟議 教職員組織規程第 32 条 3 項委員会規程の制定と改訂
	2023 年度コイノニアクラスについて
	提出 7-2 2023 年度情報教育「ICTベーシック」の受講者数
	2023 年度国際交流オフィスの留学生支援の活動実績
	フランス語フランス文学科会議 2023 年度第 7 回議事録
	児童文化学科会議 2023 年度第 7 回議事録
	発達心理学科会議 2023 年度第 7 回議事録 (大学院の相談含む)
	2023 年度のアドヴァイザー相談学科への報告件数
	【案内】就職総合ガイダンス
	2023 年度学生・就職委員会議事録
	提出 7-5-1 言語・文学研究センター取り組み
	提出 7-5-2 言語・文学研究センターポスター・案内メール等 (抜粋)
	シラバス 心理学実験指導法 I
	シラバス 心理学実験指導法 II
	2023 年度学生・就職委員会議事録
	2023 年度合同委員会議事録
	行事実施報告 (舞踏研究会)
	合宿届 (放送研究会)
8 教育研究等環境	2023 年度第 3 回教育研究検討会議議事録
	2023 年度第 4 回教育研究検討会議議事録
	白百合女子大学図書館統計 (2019~2023)
	白百合女子大学学術機関リポジトリ
	2020 年度第 3 回自己点検・評価委員会議事要約
	2020 年度第 3 回自己点検・評価委員会資料 2020 年度自己点検・評価担当分担
	2020 年度自己点検・評価シート C 教育研究環境 (総務部)
	2020 年度自己点検・評価シート C 教育研究環境 (ウェルネスセンター)
	2020 年度自己点検・評価シート C 教育研究環境 (図書館)
	2020 年度自己点検・評価シート C 教育研究環境 (発達臨床センター)
	2020 年度自己点検・評価シート C 教育研究環境 (児童文化研究センター)
	2020 年度自己点検・評価シート C 教育研究環境 (言語・文学研究センター)
	2020 年度自己点検・評価シート C 教育研究環境 (キリスト教文化研究所)
	2020 年度自己点検・評価シート C 教育研究環境 (生涯発達研究教育センター)
	2020 年度自己点検・評価シート C 教育研究環境 (大学院専門委員会)
9 社会連携・社会貢献	2023 年度社会連携センター運営会議議事録

	2023 年度参加者数（公開講座・宗教講座）
	2024 年度参加者数（公開講座・宗教講座）
	2024 年度第 1 回社会連携センター会議事録
	令和 5（2023）年度第 1 回調布市相互友好協力協定締結大学定例会次第
	令和 5（2023）年度第 2 回調布市相互友好協力協定締結大学定例会次第
	令和 5 年度調布市立東部児童館乳幼児施設連絡会の開催について（依頼）
	調布市産学官連携がん啓発プロジェクト（CAJ）について（依頼）
	社会連携活動参加学生数実績
	English Summer Campus 報告
10 大学運営・財務 （1）大学運営	2020 年度第 2 回内部質保証委員会議事要約
	2020 年度第 3 回内部質保証委員会議事要約
	2020 年度第 4 回内部質保証委員会議事要約
	2020 年度第 6 回内部質保証委員会議事要約
	2020 年度第 8 回内部質保証委員会議事要約
	2021 年度第 5 回内部質保証委員会議事要約
	2021 年度第 8 回内部質保証委員会議事要約
	2021 年度第 9 回内部質保証委員会議事要約
	2021 年度第 10 回内部質保証委員会議事要約
	2021 年度第 12 回内部質保証委員会議事要約
	2021 年度第 13 回内部質保証委員会議事要約
	2021 年度第 18 回内部質保証委員会議事要約
	2021 年度第 19 回内部質保証委員会議事要約
	2021 年度第 14 回全学教授会プログラム
	2022 年度第 22 回学長室会議プログラム
	2022 年度第 21 回教育研究運営会議プログラム
	2022 年度第 21 回事務責任者連絡会議事要約
	2024 年度採用計画案
	専任事務職員の採用及び給与額設定の件
	理事長稟議書（専任事務職員の採用について）
	2024 年度第 23 回事務部長会議会プログラム
	令和 6 年度 4 月 1 日付異動発令
	文書稟議 事務職員の異動について
	白百合女子大学 2017-2019 支援内容整理
	2023 年度第 3 回事務部長会資料 研修計画取り進め案
	2023 年度外部研修参加者リスト
	2022 年度白百合学園監事による不正防止に関する内部統制の整備・運用状況の確認実施について
	2023 年度白百合学園監事による不正防止に関する内部統制の整備・運用状況の確認実施について
	2022 年度第 21 回教育研究運営会議議事録
	2023 年度学長室会議構成員名簿
	第 24 回事務部長会議会プログラム
	第 22 回事務責任者連絡会議事要約
	メール - 職員向け研修 学内通知の件
	2023 年度職員研修のご案内【通知用】
	添付資料①令和 5（2023）年度オンデマンド研修カリキュラム
	添付資料②JMA 大学 SD フォーラム カリキュラム
その他	2023 年度大学院アンケート 修士課程
	2023 年度大学院アンケート 博士課程前期
	「どんな授業？」シリーズ：舞台芸術実践プログラム
	「どんな授業？」シリーズ：観光とホスピタリティのフランス語
	ニューカレドニア大学との協力に関する合意書締結と表敬訪問
	ホスピタリティ・マネジメントプログラム履修生が提携企業（ホテル・旅行代理店）での国内インターンシップ研修に参加
	ソニー銀行との産学連携プロジェクトで最優秀チームがソニー銀行本社へ表敬訪問、プレゼンテーションを行いました

産学連携プロジェクト「オーストラリアのツアー企画に挑戦しよう」（ホスピタリティ・マネジメントプログラム）
2023年度第1回プログラム支援センター準備室運営委員会議事要約
2023年度第2回プログラム支援センター準備室運営委員会議事要約
取材記事「ホスピタリティ・マネジメントプログラム」（2023年6月号掲載）
キャリアデザインプログラムパンフレット
学長プレゼンテーション資料
学生の履修登録状況（過去3年間）
児童文学専攻による大学院生支援まとめ（説明）
根拠資料①児童文学専攻 ガイダンス資料
根拠資料②博士課程（後期）研究指導計画表
根拠資料③児童文化研究センター報 No. 50
根拠資料④院生メーリングリスト（センター論文集原稿募集）
根拠資料⑤児童文化研究センター研究論文集 27（目次）
根拠資料⑥『児童文学研究』2023年、第56号
根拠資料⑦『英語圏児童文学学会会報』2024年春季号
根拠資料⑧院生メーリングリスト（前期発表会発表者募集）
根拠資料⑨前期発表会 ポスター
根拠資料⑩院生メーリングリスト（後期発表会発表者募集）
根拠資料⑪後期発表会 発表者募集ポスター
根拠資料⑫後期発表会 ポスター
根拠資料⑬院生メーリングリスト（修士論文執筆説明会のお知らせ）
根拠資料⑭修士論文の提出について（修論執筆説明会資料）
言語・文学専攻による大学院生支援まとめ（説明）
根拠資料①2023年度言語・文学専攻ガイダンス資料一式
根拠資料②白百合女子大学 メール - 白百合女子大学 大学院博士課程研究奨励について
根拠資料③言語・文学専攻学位請求内規 2023年11月1日施行
根拠資料④白百合女子大学履修要覧 2024 [2017～2024年度入学者用] より
根拠資料⑤白百合女子大学 メール - 博士学位論文指導委員会の設置について